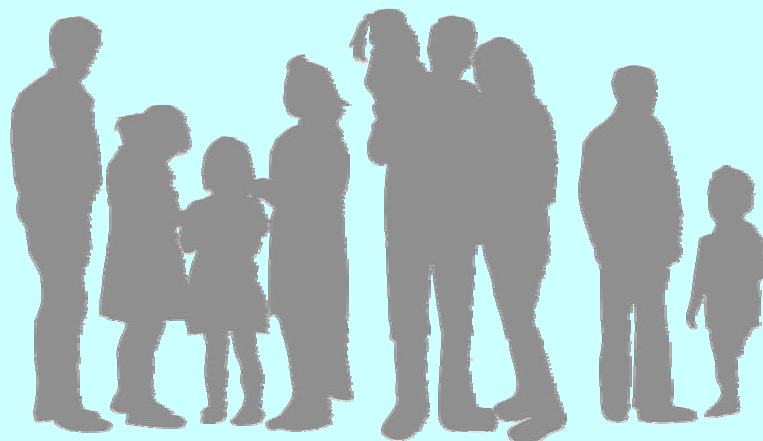


昭島市男女共同参画プラン素案

2011（平成 23）年度～2020（平成 32）年度



昭 島 市

昭島市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、水と緑に恵まれた昭島を引き継ぎ、性別や世代を超え、一人ひとりがいきいきと輝くまちをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

わたしたちは

- 1 男女がお互いを認め合い 一人ひとりが尊重されるまちをめざします
- 1 一人ひとりが自立し 男女が平等なまちをめざします
- 1 一人ひとりが個性と能力を発揮し さまざまな分野に男女がともに参画するまちをめざします
- 1 職場・学校・地域・家庭をはじめ社会のあらゆる領域で男女がともに責任を担うまちをめざします
- 1 国際社会の一員として地球環境を守り 男女がともに支え合う平和なまちをめざします

平成 15 年 1 月 1 日

昭 島 市

計画の基本的な考え方

第1章 計画策定の背景	2
第2章 計画の基本理念	6
第3章 計画について	8
1 計画の性格	8
2 計画の期間	8
3 計画の目標	9
4 計画の実施区分	9
第4章 計画の体系	10
第5章 目標指標一覧	12

計画の内容

人権の尊重と男女平等意識を育む社会づくり

14

1 人権が尊重される社会づくり	15
(1) 人権意識の育成	16
(2) 多文化共生社会の場での男女共同参画の推進	17
2 男女平等意識の醸成	18
(1) 男女共同参画に関する啓発	20
(2) メディアにおける男女平等意識の形成	21
3 男女平等教育・学習の推進	22
(1) 幼稚園・保育園の場における男女平等教育・学習の推進	23
(2) 学校教育の場における男女平等教育・学習の推進	24
(3) 家庭・地域・社会における男女平等教育・学習の推進	24

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援と男女の健康支援

25

1 あらゆる暴力の防止	26
(1) 配偶者等からの暴力防止のための意識啓発・情報提供	28
(2) セクシュアル・ハラスメント防止の取り組み	28
2 配偶者等からの暴力などによる被害者への支援体制の確立	29
(1) 配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援	30
(2) 関係機関との連携と相談体制の充実	31

3 生涯を通じた男女の健康支援	32
(1) 互いの性の尊重	33
(2) 性差や年代に応じた心と身体の健康支援	34

働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進.....35

(仕事と生活の調和)

1 働く男女の就労環境の整備	36
(1) 働く場における男女共同参画	39
(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現するための支援.....	40
(3) 女性の就業支援	40
2 仕事と家庭生活の両立支援	41
(1) 子育て・家事支援	44
(2) 高齢者・障害者等の介護・介助を担う男女への支援	45

男女共同参画の総合的推進.....46

1 政策・方針決定過程への男女の参画	47
(1) 政策・方針決定参画の拡大	48
(2) 人材育成と活用の促進	48
2 地域社会への男女の参画	49
(1) 地域活動への男女共同参画	51
(2) 国際的取り組みとの協調	52
3 計画の推進	53
(1) 市民との協働による計画の推進	55
(2) 庁内推進体制の充実及び関係機関との連携	56

資料編.....57

計画の基本的な考え方

第1章 計画策定の背景

世界の動き

国際連合が1975（昭和50）年を「国際婦人年」、それに続く10年を「国連婦人の十年」と定めると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的規模の取り組みは大きく前進しました。

1975（昭和50）年に、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）では、「平等・発展（開発）・平和」を目標に、女性の地位向上をめざして各国がとるべき措置の実質的なガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

1979（昭和54）年の国連総会においては、女性に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）」が採択され、「国連婦人の十年」最終年である1985（昭和60）年にナイロビで開催された「国連婦人の十年最終年世界会議」（第3回世界女性会議）において、「西暦2000年に向けた婦人の地位向上のための将来戦略（以下「ナイロビ将来戦略」という。）」が採択されました。

1995（平成7）年には「第4回世界女性会議」が北京で開催され、ナイロビ将来戦略の第2回見直しと評価を行うとともに、実質的な男女平等・共同参画を確立するために、世界中の女性の地位向上をめざす「北京宣言」と、貧困、教育、健康等12の重要分野の問題解決に向けて女性のエンパワーメント¹を目的とした「行動綱領」が採択され、ナイロビ将来戦略の完全実施と積極的な取り組みが各国に求められました。

2000（平成12）年には、「男女平等・開発・平和」をテーマに、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催されました。この会議では、北京宣言と行動綱領の実施状況の検討・評価やそれらの完全実施に向けた今後の戦略について協議が行われ、21世紀に向けて取り組むべき政策指針として「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。以降、2005（平成

¹ エンパワーメント

経済力や方針決定力、自己決定力などの力を身につけるという意味。男女共同参画においては、経済力や方針決定力が男性に集中している社会システムから、女性も男性と対等の力を持つシステムに変革することが、女性の地位向上につながるという考え方で。

17)年に「国連婦人の地位委員会(北京+10)」、2010(平成22)年に「第54回女性の地位委員会(北京+15)」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認するなど、これらの完全実施に向けた貢献の強化が国際社会に求められています。

日本の動き

わが国では、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれており、戦後の国際社会に対応した取り組みがなされてきました。

1975(昭和50)年の国際婦人年を契機とした国際的な動きのなか、同年、総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、1977(昭和52)年には、「国内行動計画」が策定されました。「国籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定など、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、1985(昭和60)年には、「女子差別撤廃条約」が批准されました。1996(平成8)年には「第4回世界女性会議」の成果を踏まえ、「男女共同参画2000年プラン」が策定されています。

そして、1999(平成11)年6月、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、基本理念、施策の基本事項、国・地方公共団体や国民の果たす役割が明らかにされ、これによって男女共同参画に関する取り組みに法的根拠が付与されることとなりました。

2000(平成12)年には、国連特別総会「女性2000年会議」における成果も踏まえながら、基本法第13条に基づく法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、2005(平成17)年に「男女共同参画基本計画(第2次)」として改定、2010(平成22)年に現状やこれまでの取り組みの評価と反省に基づき、新たな課題を盛り込みながら、さらに実効性のある行動計画とするため、「男女共同参画基本計画(第3次)」の改定が図られています。

また、法制度の整備の面では、2001(平成13)年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定、その後、明確な被害者保護・支援を目的とした改正法が施行されたほか、2007(平成19)年には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・

バランス)²憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるなど、新たな取り組みのステージに進んでいます。

東京都の動き

東京都では、国内外の流れに対応しながら、1991（平成3）年にこれまでの行動計画を改正し、「女性問題解決のための東京都行動計画 21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」を策定、その後、1995（平成7）年の「第4回世界女性会議」や1996（平成8）年の「男女共同参画2000年プラン」の策定などを背景に、1998（平成10）年に、新たに「男女平等推進のための東京都行動計画 男女が平等に参画するまち東京プラン」が策定されています。

2000（平成12）年、「男女共同参画社会基本法」を受け、「東京都男女平等参画基本条例」を制定、2002（平成14）年に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2002」を策定し、男女平等参画社会の実現に向けて積極的な取り組みを進めてきました。2007（平成19）年には、めざすべき男女平等参画社会の実現に向け、「『仕事と生活の調和』の推進」と「女性のチャレンジ支援の推進」の考え方を計画推進の中心事項とし、「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2007」として改定しています。この間、2006（平成18）年に、配偶者暴力について、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定、2009（平成21）年に改定するなど、配偶者暴力対策を体系的に示しながら取り組みを推進しています。

² **仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）**

ワーク・ライフ・バランス憲章によると、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としており、このことは「仕事の充実」と「仕事以外の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要とされています。

昭島市の動き

昭島市では、婦人行動計画策定に向け、1989（平成元）年に公募による市民が参加する「昭島市婦人問題審議会」を発足、1991（平成3）年に「昭島市婦人問題審議会答申—男女共同参画型社会の形成に向けて—」が答申されました。1994（平成6）年、この答申を受け、「総合基本計画」の部門計画として「昭島市女性プラン～男女共同参画型社会の実現をめざして～」を策定、1998（平成10）年には「昭島市女性プラン」の成果や課題を検討する「昭島市女性施策推進委員会」が発足し、翌年「昭島市女性プランの推進のために—昭島市女性施策推進委員会提言—」がまとめられ、男女共同参画社会の実現に向け、着実に推進してきました。

2001（平成13）年には、「昭島市女性プラン」の期間満了に伴い、男女共同参画社会の実現に向けた新たな計画「あきしまジェス 21³—昭島市男女共同参画プラン—」を策定、2002（平成14）年には男女共同参画推進拠点として、男女共同参画ルーム「おあしす」を開設しました。2003（平成15）年1月には、「昭島市男女共同参画都市」を宣言し、男女がいきいき暮らせるまちをめざしています。同年10月、公募委員を含む第一期昭島市男女共同参画推進委員会を組織、その後も第二期、第三期と続き、「あきしまジェス 21—昭島市男女共同参画プラン—」の進捗状況・課題などを検証し、その結果を提言にまとめました。

³ ジェス

ジェスとは gender equal society（男女共同参画社会の英訳）の頭文字をあわせたものです。

第2章 計画の基本理念

日本国憲法は、「基本的人権の尊重」「個人の尊重」「両性の本質的平等」の理念のもと、性による差別をはじめ一切の差別を禁止するとともに、すべての国民が「法の下での平等」であり個人として尊重されることを「侵すことのできない永久の権利」として保障しています。

日本国憲法や女子差別撤廃条約等の理念に由来する男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つの基本理念のもと、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしています。

昭島市は、平成6年に「昭島市女性プラン」を策定、平成13年には昭島市女性プランを引き継ぐ「あきしまジェス 21 昭島市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成をめざし、総合的な取り組みを行ってきました。平成15年には、男女がいきいきと暮らせる昭島をめざし、市民とともに男女共同参画社会を実現していこうと、「昭島市男女共同参画都市」を宣言しました。

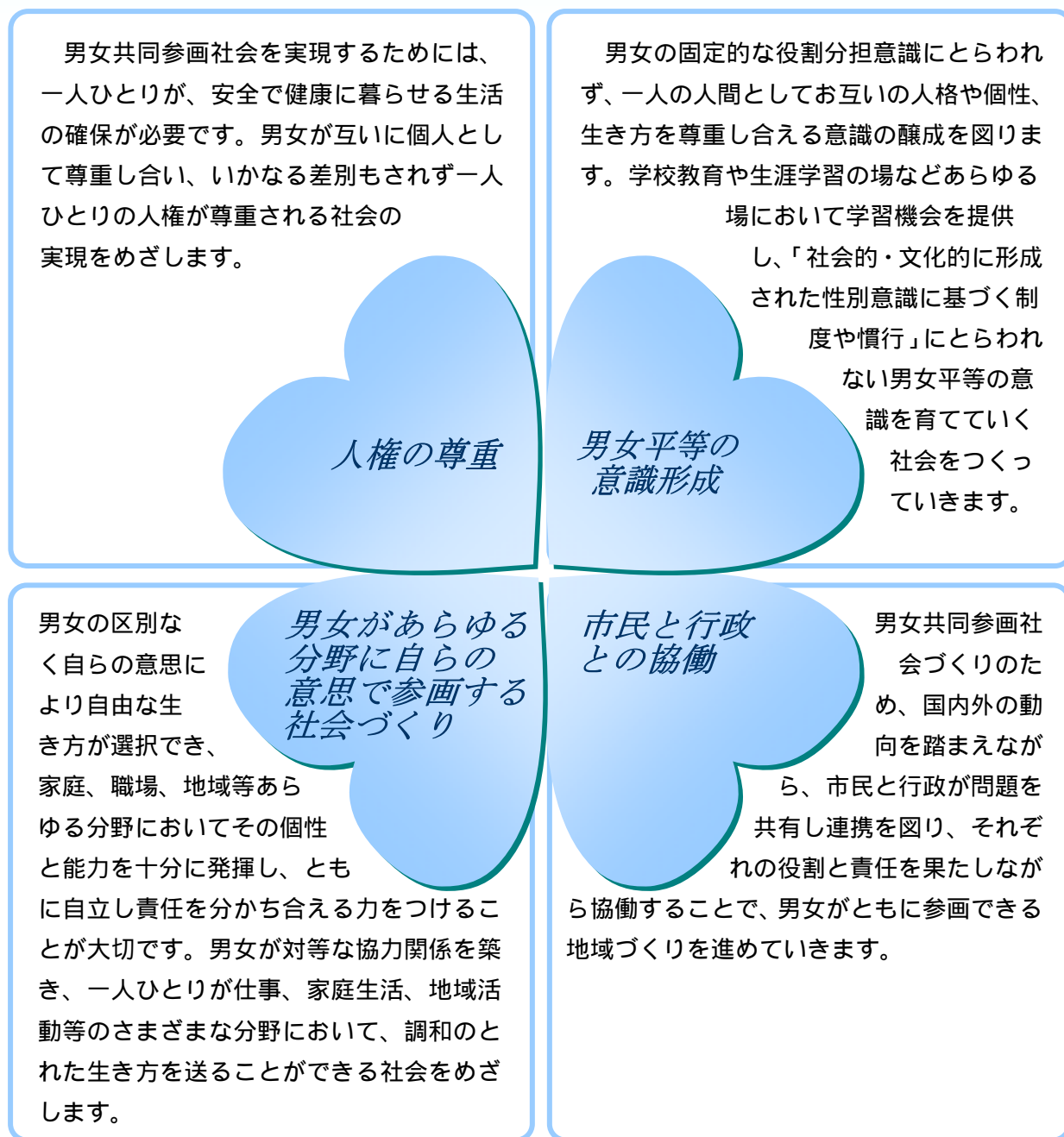
昭島市の「第五次昭島市総合基本計画」においても「性別に関係なく、すべての市民が互いに尊重しあい、その役割と責任を分かちあいながら、あらゆる分野に平等に参画し、個性豊かにいきいきと暮らすこと」を男女共同参画社会のあるべき姿としています。また、「市民主体による協働⁴のまちづくり」をまちづくりの視点とし、市民、団体、企業、行政が、それぞれの役割と責任を明確にしながら連携し、協働してまちづくりを推進していくことをめざしています。

本計画は、これらの理念を尊重し、「第五次昭島市総合基本計画」との整合性を図りながら、男性も女性もすべての個人が、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、市民との連携・協働による施策の推進に努めることを目的として策定するものです。

⁴ 協働

同じ目的のために協力して働く、行動するということ。特に、市民、事業所、行政が相互の理解と信頼のもと、目的を共有し、連携・協力して地域の公共的な問題の解決をめざすことをいいます。

以下の4つの柱を計画の基本とします。



第3章 計画について

1 計画の性格

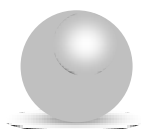
- 本計画は、男女共同参画社会の実現のために、市の基本的な考え方を示すとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するための事業計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」にあたります。
- 本計画は、昭島市におけるこれまでの取り組みを引き継ぎ、発展させる計画で、「総合基本計画」（平成23年度～平成32年度）の部門計画として策定するものです。
- 本計画の「目標 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援と男女の健康支援」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」とします。

2 計画の期間

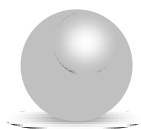
本計画は、2011（平成23）年度から2020（平成32）年度までの10年間の計画です。ただし、国内外の社会情勢の変化や国の制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

3 計画の目標

本計画は次の4つを目標とし、総合的な施策の展開を図ります。



**人権の尊重と
男女平等意識を育む社会づくり**



**配偶者等からの暴力の防止及び
被害者支援と男女の健康支援**



**働く場における男女共同参画と
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進**

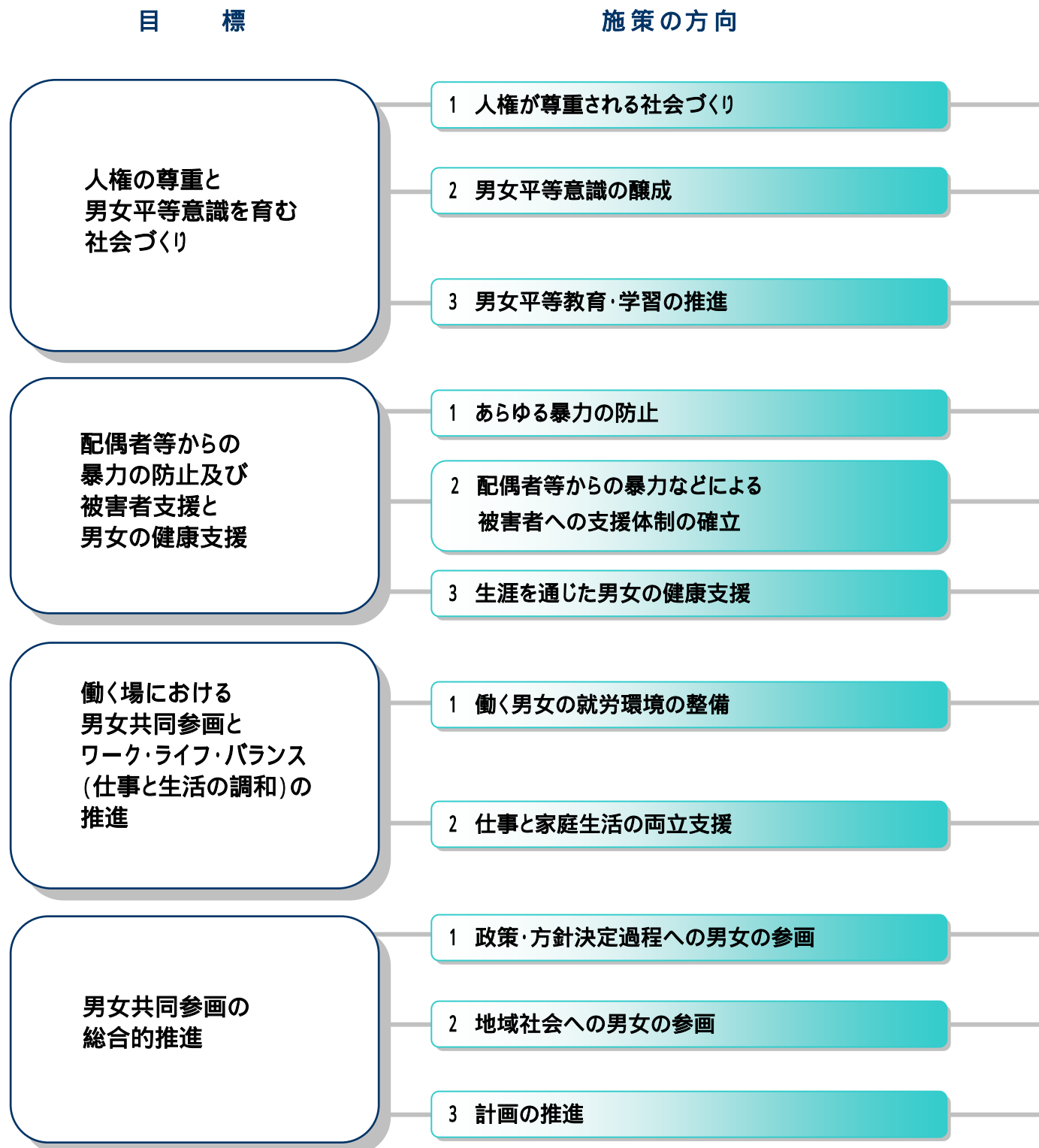


男女共同参画の総合的推進

4 計画の実施区分

- 新規：本計画より新たに掲載もしくは実施する事業
- 充実：すでに実施している事業に対し、新たな取り組みを検討するなど、充実をめざす事業
- 継続：すでに実施しているが、今後も引き続き継続する事業

第4章 計画の体系



主 要 施 策

(1) 人権意識の育成

(2) 多文化共生社会の場での男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画に関する啓発

(2) メディアにおける男女平等意識の形成

(1) 幼稚園・保育園の場における男女平等教育・学習の推進

(2) 学校教育の場における男女平等教育・学習の推進

(3) 家庭・地域・社会における男女平等教育・学習の推進

(1) 配偶者等からの暴力防止のための意識啓発・情報提供

(2) セクシュアル・ハラスメント防止の取り組み

(1) 配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援

(2) 関係機関との連携と相談体制の充実

(1) 互いの性の尊重

(2) 性差や年代に応じた心と身体の健康支援

(1) 働く場における男女共同参画

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するための支援

(3) 女性の就業支援

(1) 子育て・家事支援

(2) 高齢者・障害者等の介護・介助を担う男女への支援

(1) 政策・方針決定参画の拡大

(2) 人材育成と活用の促進

(1) 地域活動への男女共同参画

(2) 国際的取り組みとの協調

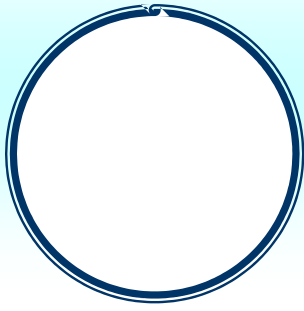
(1) 市民との協働による計画の推進

(2) 庁内推進体制の充実及び関係機関との連携

第5章 目標指標一覧

		施策の方向	目標指標	現状値	目標値 (平成 27 年)	目標値 (平成 32 年)
目 標	1	人権が尊重される社会づくり	「男女共同参画社会基本法」を知っている人の割合	9.3%	20.0%	30.0%
	2	男女平等意識の醸成	男女の地位について「対等になっている」と思う人の割合	[女性] 39.9% [男性] 50.0%	[女性] 45.0% [男性] 55.0%	[女性] 50.0% [男性] 60.0%
	3	男女平等教育・学習の推進	講座等における男性参加者率	12.7%	20.0%	30.0%
目 標	1	あらゆる暴力の防止	「DV 防止法」を知っている人の割合	33.7%	40.0%	60.0%
	2	配偶者等からの暴力などによる被害者への支援体制の確立	DV の被害を受けた人のうち、「相談した」人の割合	[女性] 33.0% [男性] 2.9%	[女性] 50.0% [男性] 10.0%	[女性] 70.0% [男性] 30.0%
	3	生涯を通じた男女の健康支援	健康教育事業参加者数	[女性] 1,257 人 [男性] 221 人	[女性] 1,330 人 [男性] 270 人	[女性] 1,480 人 [男性] 320 人
目 標	1	働く男女の就労環境の整備	「仕事と家庭生活をともに優先している（両立）」人の割合	[女性] 21.1% [男性] 29.1%	[女性] 25.0% [男性] 32.0%	[女性] 30.0% [男性] 35.0%
	2	仕事と家庭生活の両立支援	保育園の定員数	2,467 人	2,530 人	2,600 人
			学童クラブの定員数	940 人	1,050 人	1,070 人
目 標	1	政策・方針決定過程への男女の参画	審議会等における女性委員の割合	29.2%	35.0%	40.0%
	2	地域社会への男女の参画	自治会長への女性の参画率	5.1%	8.0%	10.0%
	3	計画の推進	「昭島市男女共同参画プラン」を知っている人の割合	6.0%	15.0%	30.0%

計画の内容



人権の尊重と男女平等意識を育む 社会づくり

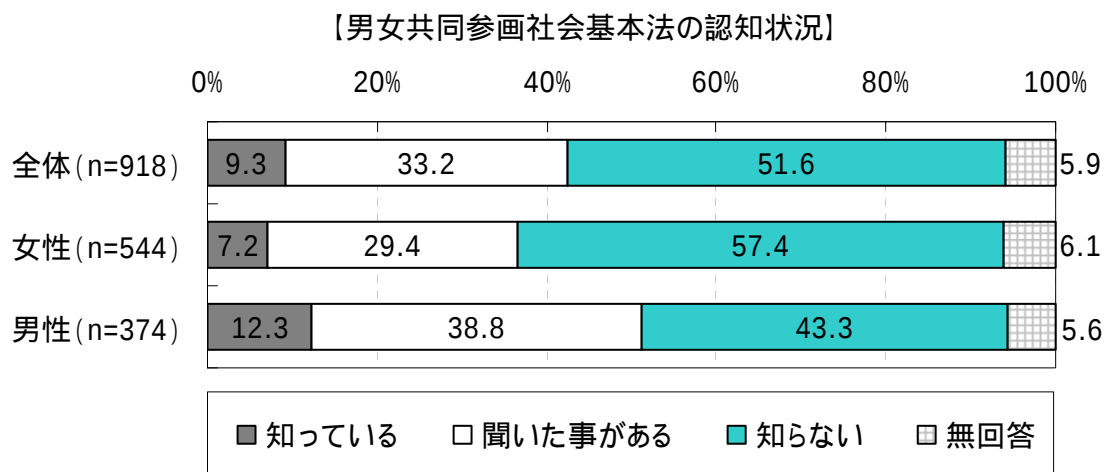
人権とは、誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きていくための権利です。日本国憲法や世界人権宣言では、男女の同権・平等を定め、女子差別撤廃条約では、あらゆる場面における女性差別の禁止を求めています。そのため、お互いを認め合い、一人ひとりの生き方が尊重され、自分らしく生きることのできる社会をつくることが大切であり、男女共同参画社会の実現に向けては、もっとも基本となる人権を尊重する意識を高めよう努めなければなりません。

また、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって社会のさまざまな分野に参画していくためには、誰もが男女共同参画に対する理解を深めることができるよう、学校、家庭、地域などあらゆる場面での啓発や教育・学習の推進を図ることが重要となります。社会制度や慣行には、性別によって役割を固定する考え方が根強く残っているため、男女双方の個性や能力の発揮を妨げることにもつながりかねません。このような性別役割分担意識に対しては、学校教育はもちろん生涯学習などにおいてさまざまな学習の機会を提供することで、日常的な男女平等についての意識づくりを促し、その定着と浸透を図ることが必要です。

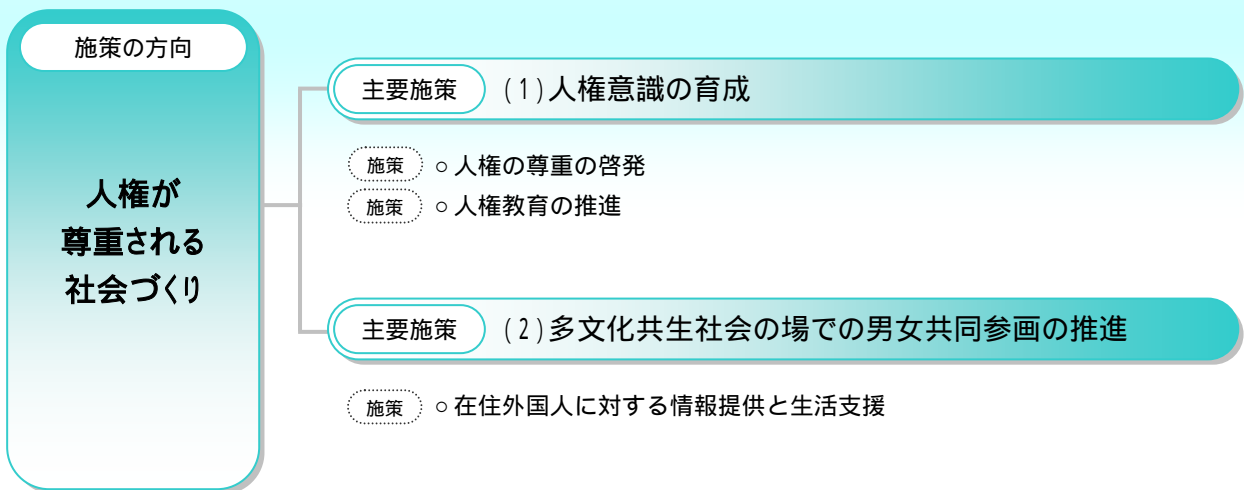
男女がお互いを尊重し、対等な関係を築き上げるため、市民一人ひとりと行政が一体となった取り組みが求められます。

1 人権が尊重される社会づくり

- 男女共同参画社会の実現の基本となるのは男女の人権の尊重です。
- 日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法の理念に男女の人権の尊重が掲げられているように、男女共同参画社会の形成は男女の人権の尊重を旨として行わなければなりません。
- 性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行が依然として残っていることに加え、地域で暮らす外国人が増えてきたことから、さまざまな文化背景をもつ人々との共生を視野に入れた男女共同参画社会の形成も大きな課題となっています。
- 男女共同参画を進めるために、「男女共同参画社会基本法」が制定されていますが、男女平等に関する市民意識・実態調査によると、その認知度は「聞いた事がある」と回答した人を含めても全体で4割程度とあまり高くない状況です。
- 個人としての尊厳を重んじ、多様なライフスタイルを認め合い、性別や国籍にかかわらずそれぞれの個性と能力が発揮できる社会の形成が求められています。
- 人権尊重に基づく男女平等意識を確立するため、講座等を通じた啓発活動を進めるとともに、あらゆる場における男女平等教育・学習の推進を図ります。



(資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査)



目 標 指 標

指標	現状値	目 標 値 (平成 27 年)	目 標 値 (平成 32 年)
「男女共同参画社会基本法」を知っている人の割合	9.3%	20.0%	30.0%

* 現状値は、男女平等に関する市民意識・実態調査（平成 21 年度）による。

(1)人権意識の育成

誰もが性別にかかわらず一人の人間として個人が尊重され、社会のさまざまな分野に参画することができるよう、男女共同参画の基本となる人権を尊重する意識を育みます。

施 策				
人権の尊重の啓発				
家庭・地域などあらゆる場で人権が尊重されるよう、啓発活動や相談機会の提供を行います。				
主 要 事 業	1	家庭・地域等での広報紙等による人権を尊重する意識の普及	企画政策室	継続
	2	女性の人権についての講座等の開催	企画政策室	継続
	3	人権擁護委員等による人権問題に関する相談機会の提供	秘書広報課	継続
	4	市職員に対する人権研修の実施	職員課	継続
人権教育の推進				
性別を問わず、一人ひとりを大切にする人権教育を実施します。				
主 要 事 業	5	人権尊重の教育の実施	指導室	継続

(2) 多文化共生社会の場での男女共同参画の推進

多様な価値観を認め合う多文化共生⁵時代に対応し、市内に住む外国人が暮らしやすくなるよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、在住外国人の男女共同参画に対する意識の普及に努めます。

施 策				
在住外国人に対する情報提供と生活支援				
市内に住む外国人に対して男女共同参画意識の普及を図るとともに、生活支援事業を推進します。				
主要事業	6	在住外国人に対する生活上の情報提供と相談体制の充実	関係各課	充実
	7	在住外国人の児童・生徒の日本語習得のための支援	指導室	継続
	8	市ホームページの多言語化	情報推進課	新規
	9	在住外国人に対する多様な媒体を通じた男女共同参画意識の普及	秘書広報課 企画政策室 情報推進課	新規

⁵ 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことです。外国人も地域社会を支える主体であるという認識をもち、地域づくりや社会活動への参画を促すものです。

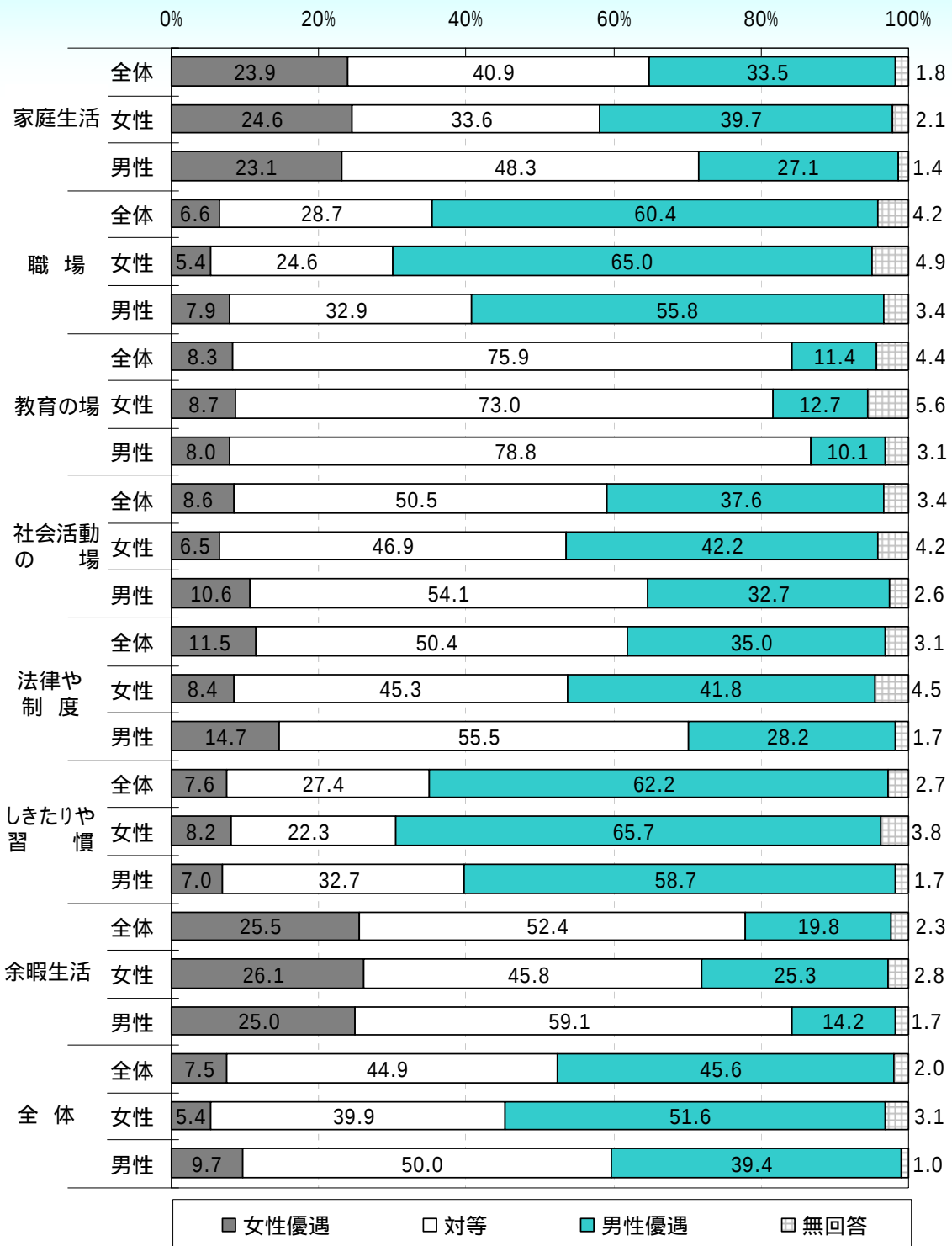
2 男女平等意識の醸成

- 男女が個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、社会的・文化的性別（ジェンダー⁶）の視点について理解を深め、男女平等意識の醸成を図る必要があります。
- 昭島市における男女平等への意識改革の取り組みでは、学校教育における男女平等の推進などに一定の成果を上げてきましたが、社会を取り巻く制度・慣行には解決しなければならない課題が残されています。
- 市民意識調査によると、各分野における【男女の地位】について、[対等]の回答は「教育の場」がもっとも多くなっていますが、「しきたりや習慣」と「職場」では[男性優遇]が6割を超えもっとも多くなっています。
- 男女共同参画社会づくりの基盤として、市民一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、学校、家庭、地域などのあらゆる場面において男女平等の視点をもつことが求められています。
- 男女共同参画がより促進されるよう、講演会やメディアなどのさまざまな機会を通した広報・啓発活動を進めます。

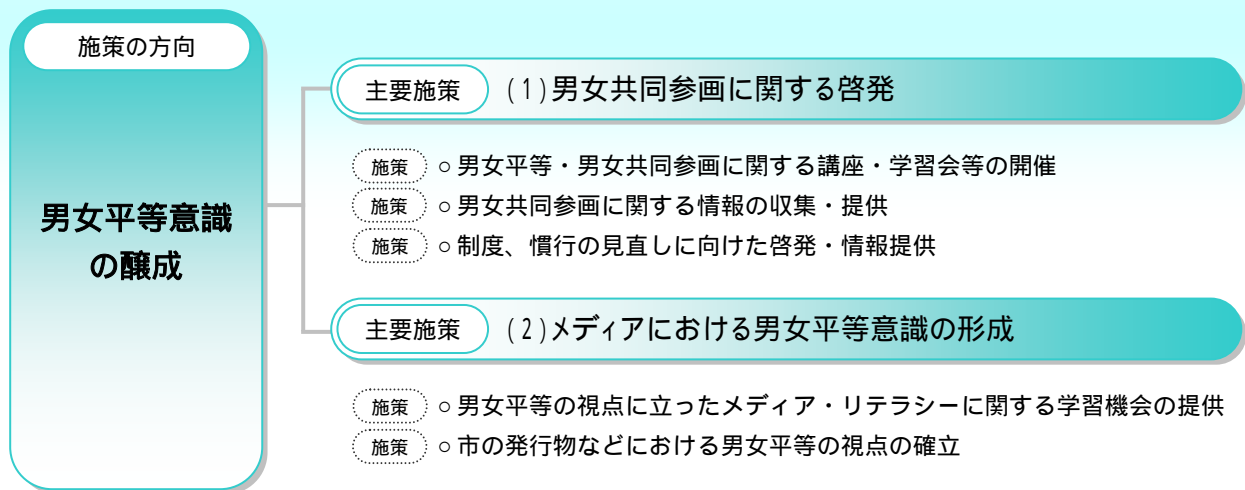
⁶ ジェンダー

生物学的な性をセックスと呼ぶのに対し、社会的・文化的な性をジェンダーと呼びます。「女らしさ」「男らしさ」は社会的・文化的につくられた「ジェンダー」です。

【男女の地位】 (n=842 女性:426, 男性:416)



(資料：平成 21 年度 市民意識調査)



目 標 指 標

指標	現状値	目 標 値 (平成 27 年)	目 標 値 (平成 32 年)
男女の地位について「対等になっている」と思う人の割合	[女性] 39.9%	45.0%	50.0%
	[男性] 50.0%	55.0%	60.0%

* 現状値は、市民意識調査（平成 21 年度）による。

(1)男女共同参画に関する啓発

男女平等意識に基づく男女共同参画について市民等の理解を深めるため、さまざまな機会や広報媒体を通じて、啓発活動や情報の提供を行います。

施 策				
男女平等・男女共同参画に関する講座・学習会等の開催				
各種講座・学習会等を開催し、男女平等・男女共同参画に関する意識啓発を図ります。				
主要事業	10	男女平等・男女共同参画に関する講座・学習会の実施	企画政策室 市民会館・公民館	継続
	11	男性の参加しやすい講座・学習会の実施	企画政策室 健康課 市民会館・公民館	継続
	12	男性向けの講座・学習会の実施	企画政策室 市民会館・公民館	新規
	13	成人式等を利用した男女平等・男女共同参画意識の啓発	社会教育課	継続
	14	男女平等・男女共同参画の意識を高める講演会等の実施	企画政策室	新規

施 策				
男女共同参画に関する情報の収集・提供				
男女共同参画に関する情報や資料等を収集し、市民への提供に努めます。				
主要事業	15	男女共同参画ルーム「おあしす」の情報コーナーの充実	企画政策室	新規
	16	男女共同参画情報誌「Hi, あきしま」の発行	企画政策室	継続
	17	広報紙等による男女共同参画に関する取り組みの情報提供	企画政策室	新規
	18	ホームページによる男女共同参画の啓発、各種事業の紹介	関係各課	充実
	19	図書館における男女共同参画に関する図書コーナーの常設	市民図書館	継続
	20	市役所内における男女共同参画に関する資料コーナーの設置	企画政策室	継続
制度、慣行の見直しに向けた啓発・情報提供				
男女平等に関する調査分析や法律・制度の改正等についての周知等を行います。				
主要事業	21	市民意識調査の実施	企画政策室	新規
	22	関係法令や制度改正等に関する情報提供	企画政策室	新規
	23	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	企画政策室	継続

(2) メディアにおける男女平等意識の形成

メディアが流す情報に含まれるジェンダーに対して市民が敏感に反応できるよう、メディア・リテラシー⁷に関する啓発を行うとともに、男女平等の視点から広報出版物の表現の見直しを行います。

施 策				
男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーに関する学習機会の提供				
市民がメディアに対して男女平等の視点から主体的な判断ができるよう、メディア・リテラシーに関する学習機会を提供します。				
主要事業	24	男女平等の視点に立って言葉を見直す学習機会の提供	企画政策室 市民会館・公民館	継続
	25	メディア・リテラシーに関する講座・学習会の実施	企画政策室 市民会館・公民館	継続
市の発行物などにおける男女平等の視点の確立				
市が発行する出版物等においても男女平等の視点に立った表現に努めます。				
主要事業	26	男女平等の視点による広報や行政資料の発行	関係各課	継続

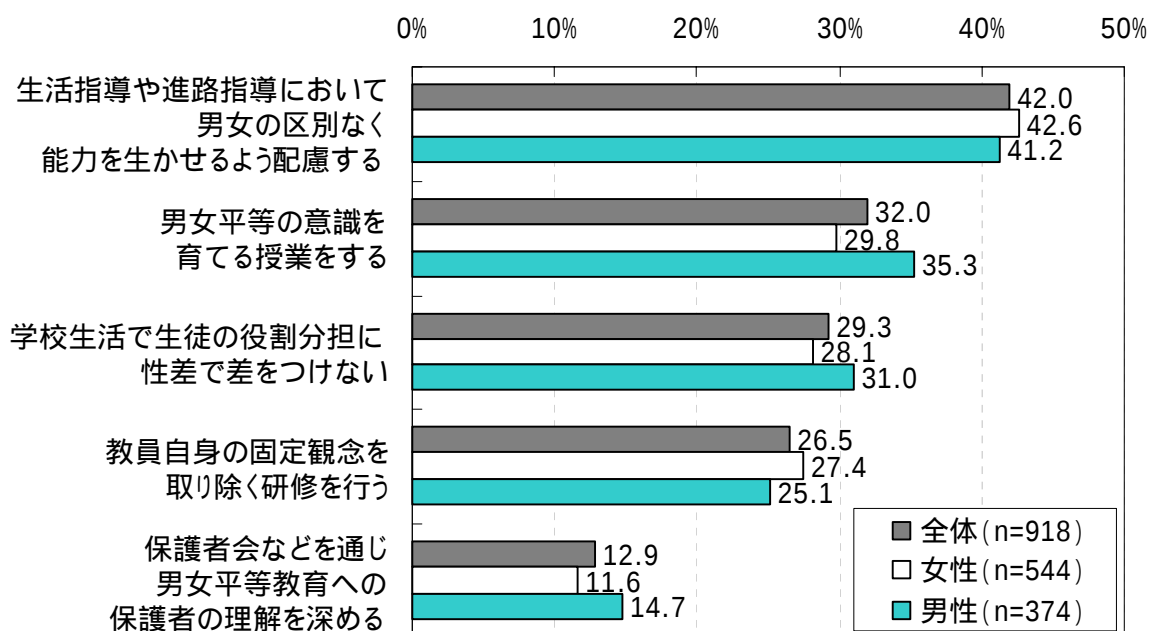
⁷ メディア・リテラシー

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し、使いこなす力のことをいいます。また情報を受け取るだけでなく、メディアを使って発信する力のこともいいます。

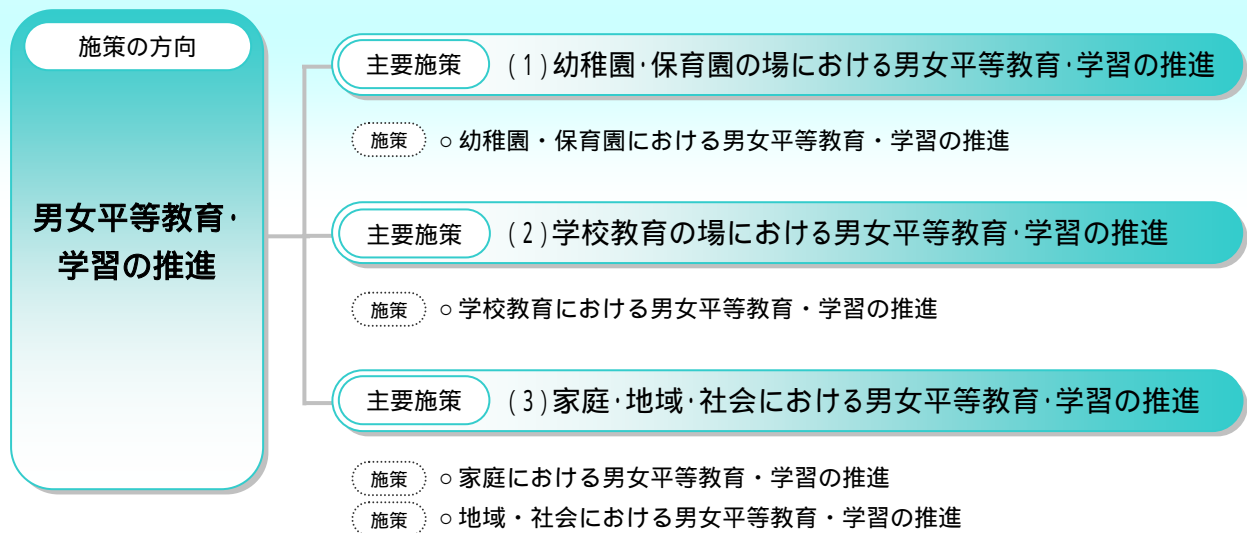
3 男女平等教育・学習の推進

- 男女共同参画社会の実現においては、学校、家庭、地域などあらゆる場における教育・学習の果たす役割は極めて重要です。
- 学校教育及び家庭や地域での教育も、児童生徒の男女平等意識の形成に大きな影響を及ぼします。
- 男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【男女平等教育で学校に望むこと】について、「生活指導や進路指導において男女の区別なく、能力を生かせるよう配慮する」がもっとも多く、次いで「男女平等の意識を育てる授業をする」となっています。
- 近年では、生きがいや心の豊かさを感じられる生き方を求める人が多くなっているため、市民一人ひとりが個性と能力を生かし社会のさまざまな分野に参画することができるよう、学習の機会が生涯にわたって確保されることも大切です。
- 幼稚園・保育園、学校の場合において、男女平等意識を育むための教育を推進するとともに、市民のニーズに応じた学習の機会や場を提供し、生涯を通じ、男女がともに参画できる意識の醸成を図ります。

【男女平等教育で学校に望むこと】（上位5項目）



（資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査）



目 標 指 標

指標	現状値	目 標 値 (平成 27 年)	目 標 値 (平成 32 年)
講座等における男性参加者率	12.7%	20.0%	30.0%

* 現状値は、平成 21 年度実績による。(家庭教育セミナー・男女共同参画セミナー・両親学級等全 8 講座)

(1) 幼稚園・保育園における男女平等教育・学習の推進

幼稚園や保育園において、早い時期から男女平等意識や人権を尊重する意識を育むため、教育・保育を推進するとともに、教職員に対する研修を充実します。

施 策				
幼稚園・保育園における男女平等教育・学習の推進				
園児に対し、男女平等意識に基づく教育・保育を推進します。				
主要事業	27	男女平等意識に基づいた教育・保育の推進	子育て支援課	継続
	28	教職員等に対する男女平等に関する研修の実施	子育て支援課	継続
	29	教職員・保育士等に対する男女平等に関する実態調査の実施	子育て支援課	継続

(2) 学校教育における男女平等教育・学習の推進

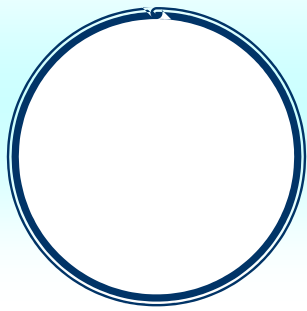
学校教育をはじめとするあらゆる教育活動を通し、児童生徒に対し、男女平等意識や人権を尊重する意識を育むための教育を推進するとともに、教職員に対する研修を充実します。

施 策				
学校教育における男女平等教育・学習の推進				
児童生徒に対し、男女平等意識に基づく教育を推進します。				
主要事業	30	男女平等意識に基づいた教育の推進	指導室	継続
	31	男女平等の視点に立った生活・進路指導の推進	指導室	継続
	32	教職員等に対する男女平等に関する研修の実施	指導室	継続
	33	児童・生徒の男女平等に関する意識調査の実施	指導室	継続
	34	学校と家庭・地域が連携した男女平等学習の推進	子ども育成課	継続

(3) 家庭・地域・社会における男女平等教育・学習の推進

さまざまな機会を通して家庭や地域における男女平等教育の重要性を啓発するとともに、社会のあらゆる分野に男女がともに参画することができるよう、多様な学習機会を提供します。

施 策				
家庭における男女平等教育・学習の推進				
家庭における男女平等を推進するための学習機会を提供します。				
主要事業	35	家庭において、男女平等の意識を育てるための講座・学習会の実施	企画政策室 市民会館・公民館	継続
	36	男女平等の視点に立った子育て講座の実施	健康課	継続
	37	講座等の開催における男性参加の促進	企画政策室 健康課 市民会館・公民館	継続
地域・社会における男女平等教育・学習の推進				
市民が生涯にわたり男女平等の意識を育むことができるよう、学習機会を提供します。				
主要事業	38	男女共同参画ルーム「おあしす」の周知及び機能の充実	企画政策室	新規
	39	男女平等・男女共同参画に関する講座・学習会の実施 (№10 再掲)	企画政策室 市民会館・公民館	継続



配偶者等からの暴力の防止及び 被害者支援と男女の健康支援

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、暴力の防止は男女共同参画社会を形成していくうえで重要な課題です。しかし、ドメスティック・バイオレンス（DV⁸）やセクシュアル・ハラスメント⁹等の男女間のさまざまな暴力に対する社会的な認識は依然として低く、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の改正などにより法整備は進んでいるものの、暴力のない社会の実現に向け社会全体で取り組む必要があります。暴力を未然に防止するためには、暴力は重大な人権侵害であるとの認識についての啓発を行うとともに、安心して相談できる被害者支援の体制づくりや各種関係機関との連携など、男女間のあらゆる暴力を許さない環境と意識づくりを行わなければなりません。

また、男女が互いの性について理解し、尊重し合いながら健康に生きていくことは、男女平等を推進するための前提となるものです。そのため、ライフステージに応じて性に関する正しい知識を身につけられるよう教育・啓発に努めるとともに、生涯を通じて健康に暮らすことができるよう健康づくりへの支援が大切です。特に、女性は妊娠・出産など各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあることから、女性が生涯にわたって主体的に自分の健康を確保できるよう、性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）¹⁰について、社会全体の理解を深めることが求められています。

⁸ DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力のみならず、性的暴力や言葉による精神的暴力などがあります。

⁹ セクシュアル・ハラスメント

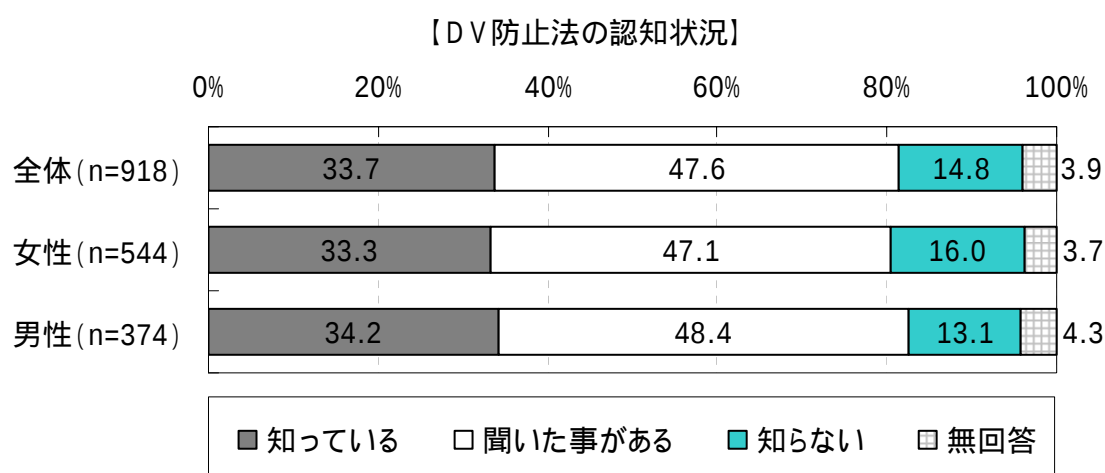
性的な嫌がらせのことをいいます。職場に限らず学校や地域社会も含めあらゆる場面で問題となっており、ヌードポスターを掲示するなどの「環境型」や、地位や立場を利用して性的関係を求める「対価型」などがあります。

¹⁰ 性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

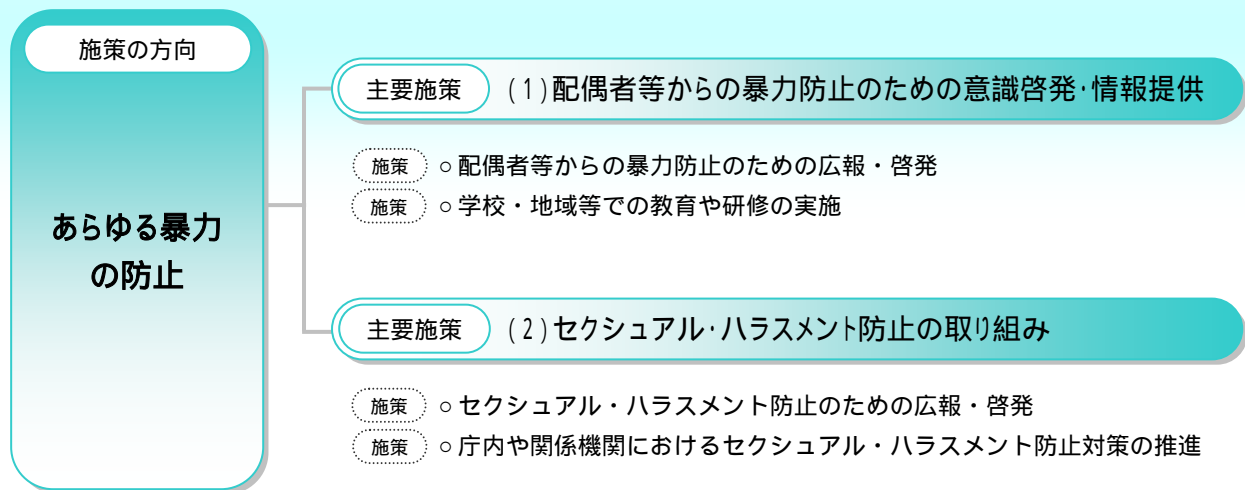
女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。男女ともにもつ権利ですが、とりわけ女性の重要な人権とされています。子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人産むかを女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものです。

1 あらゆる暴力の防止

- ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント等の男女間のあらゆる暴力は、個人の問題に留まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。
- 男女間のあらゆる暴力の根絶には、暴力を許さない強い姿勢と社会全体の理解を深めることが不可欠ですが、実際には個人や家庭、職場内の限られた人間の問題であると考えられ、表面化しにくい傾向にあります。
- 男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【パートナーからの暴力の有無】について、「何を言っても無視する」などのすべての項目で、男性よりも女性で経験している割合が多く、また【セクシュアル・ハラスメントの被害の状況】についても、「嫌がっているのに、性的な冗談や、性に関する話を聞かされた」などのほぼすべての項目で男性よりも女性の経験者が多くなっています。
- 「DV 防止法」などの法整備が進むとともに、人々の認識も徐々に高まりをみせていますが、昭島市においては「DV 防止法」の認知度が3割程度となっています。「聞いた事がある」と回答した人は4割で、周知については徐々に進んでいるものの、十分な理解はまだ図られていない状況です。
- 男女間のあらゆる暴力の防止に向け、暴力を看過しない社会意識の醸成や浸透のため、各種関連機関と連携した取り組みを進めます。



（資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査）



目 標 指 標

指標	現状値	目 標 値 (平成 27 年)	目 標 値 (平成 32 年)
「DV 防止法」を知っている人の割合	33.7%	40.0%	60.0%

* 現状値は、男女平等に関する市民意識・実態調査（平成 21 年度）による。

(1) 配偶者等からの暴力防止のための意識啓発・情報提供

ドメスティック・バイオレンス（DV）等の男女間の暴力は、人権侵害であるという認識を広め、啓発活動などによる意識づくりや情報提供の充実に努めます。

施 策				
配偶者等からの暴力防止のための広報・啓発				
配偶者等からの暴力の防止に向けた、情報提供等による意識啓発を行います。				
主要事業	40	配偶者等からの暴力根絶の広報・啓発	企画政策室 生活コミュニティ課 子育て支援課	継続
	41	性犯罪及びストーカー被害防止の啓発	生活コミュニティ課 子ども育成課	継続
	42	デートDV ¹¹ 防止啓発の推進	企画政策室 指導室	新規
学校・地域等での教育や研修の実施				
学校や地域においても、配偶者等からの暴力防止に対して、認識を深めるよう教育や研修を充実します。				
主要事業	43	民生委員等へのあらゆる暴力の防止についての研修の実施	生活福祉課	継続
	44	性暴力に対する認識を深める教育の推進	指導室	継続
	45	教職員に対する研修の実施	指導室	新規

(2) セクシュアル・ハラスメント防止の取り組み

職場等におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する取り組みを強化するため、セクシュアル・ハラスメントに関する啓発・研修等を推進します。

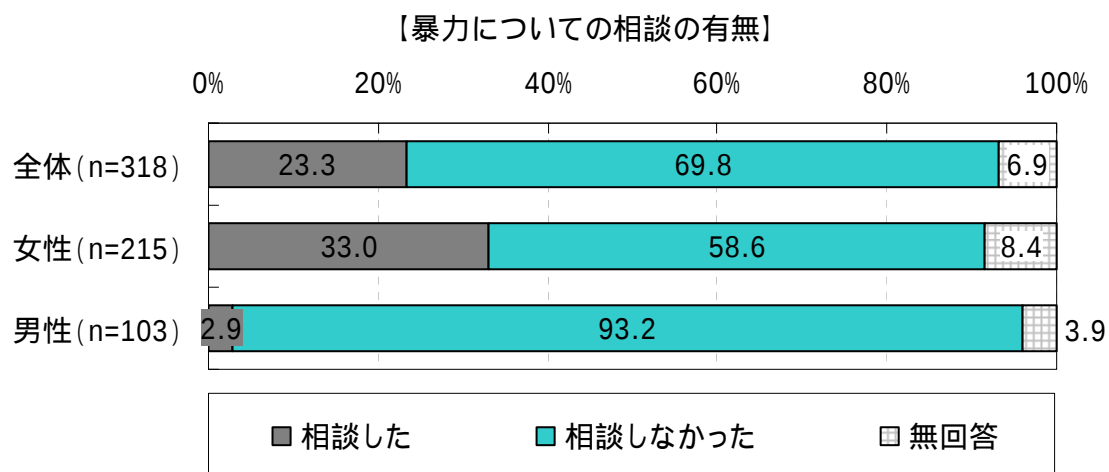
施 策				
セクシュアル・ハラスメント防止のための広報・啓発				
職場等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。				
事業要	46	セクシュアル・ハラスメント防止に関する広報・啓発の推進	企画政策室	継続
	47	事業所に対するセクシュアル・ハラスメント防止の普及・啓発	生活コミュニティ課	継続
庁内や関係機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進				
市職員や関係職員に対し、セクシュアル・ハラスメント防止対策を進めます。				
事業要	48	市職員、教職員、民生委員等に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	職員課 生活福祉課 指導室	継続

¹¹ デートDV

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

2 配偶者等からの暴力などによる 被害者への支援体制の確立

- 平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が施行され、平成 19 年にも「改正 DV 防止法」が施行されるなど、被害者支援の法的体制も次第に整えられています。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）等はいまだ個人の問題として捉えられ、被害が潜在化しやすい傾向にあり、男女平等に関する市民意識・実態調査においても、被害を受けた人の 7 割近くが被害の相談をしていない状況です。
- 男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【女性に対する暴力の防止や被害者支援のために必要な対策】について、「法律による規制の強化や見直しを行う」が多く、次いで「被害者のための相談を充実させる」となっています。
- 問題の解決にあたっては、被害者に対する個別の支援はもちろん、社会全体の問題として取り組むことが重要です。
- 被害者への支援体制として、被害者が相談しやすい環境づくりや保護体制の充実、関連機関とのネットワークの構築を進めるとともに、自立に向けた支援の強化も図ります。また、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有するような拠点の検討をします。



（資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査）

施策の方向

配偶者等からの暴力などによる被害者への支援体制の確立

主要施策 (1) 配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援

- 施策 ○ 被害者の安全の確保
- 施策 ○ 被害者の自立支援の推進
- 施策 ○ 加害者の再発防止に向けた取り組みの検討

主要施策 (2) 関係機関との連携と相談体制の充実

- 施策 ○ あらゆる暴力に対する相談体制の充実
- 施策 ○ 関係機関との連携

目標指標

指標	現状値	目標値 (平成 27 年)	目標値 (平成 32 年)
DV の被害を受けた人のうち、「相談した」人の割合	[女性] 33.0 %	50.0 %	70.0 %
	[男性] 2.9 %	10.0 %	30.0 %

* 現状値は、男女平等に関する市民意識・実態調査（平成 21 年度）による。

(1) 配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援

関係機関等との連携を図り、配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立に向けた支援を行うとともに、加害者の再発防止に向けた対策についても検討します。

施 策				
被害者の安全の確保				
国や都、関係機関等と連携し、被害者とその家族が安全かつ安心して避難できるようにします。				
主要事業	49	被害者の安全確保のための施設等の確保	子育て支援課	新規
	50	民間シェルター ¹² への支援	子育て支援課	新規
	51	被害者の安全確保のための庁内各部署の連携	関係各課	新規

¹² 民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。現在民間シェルターでは、被害者の一時保護だけに止まらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対するさまざまな援助を行っています。

施 策				
被害者の自立支援の推進				
被害者が落ち着いた生活を取り戻せるよう、自立に向けたさまざまな支援を行います。				
事業主要	52	被害者の自立に関する支援の実施	子育て支援課	新規
加害者の再発防止に向けた取り組みの検討				
加害者の再発防止に向けた取り組みを検討します。				
事業主要	53	「加害者更生プログラム」策定の都への要請	企画政策室	継続

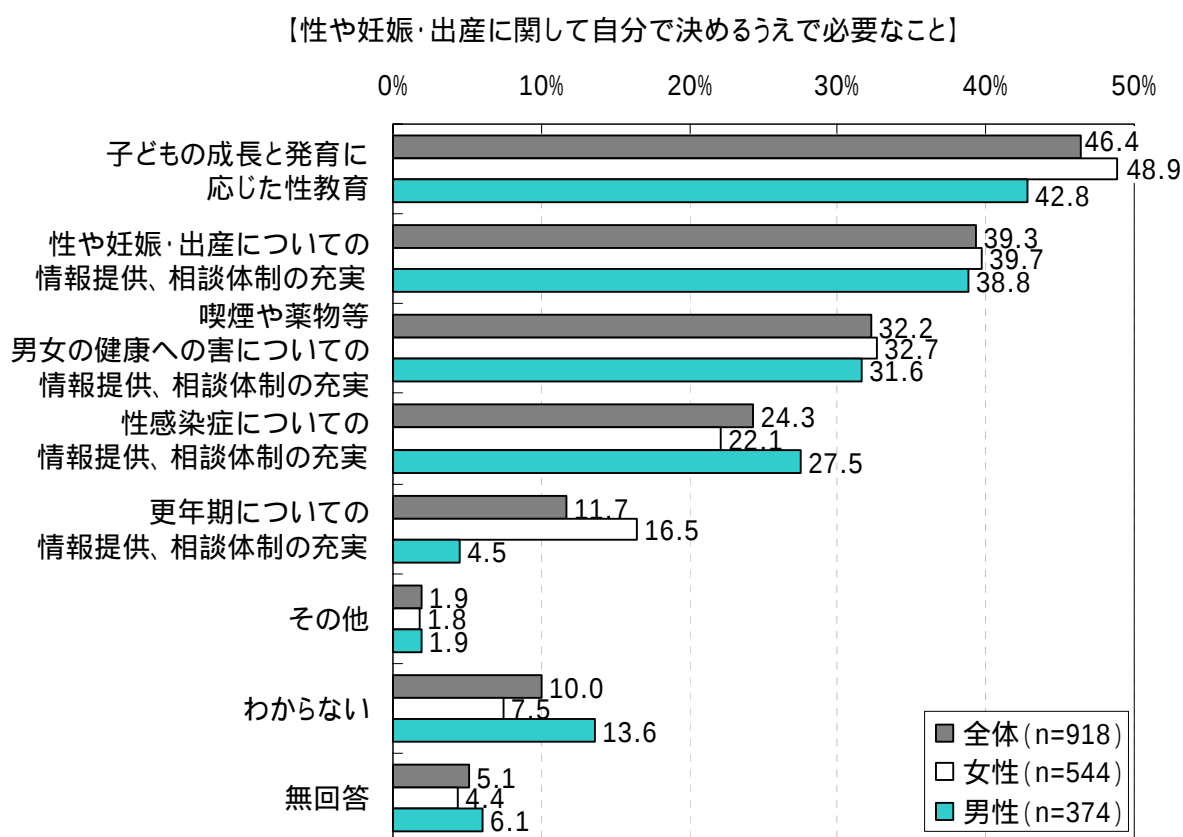
(2) 関係機関との連携と相談体制の充実

被害者が相談しやすい環境づくりのための相談体制の充実や相談窓口の周知を図るとともに、国や都、関係機関等による連携の強化を推進します。

施 策				
あらゆる暴力に対する相談体制の充実				
あらゆる暴力に対する相談体制の充実と、窓口の連携を図ります。				
主要事業	54	あらゆる暴力についての相談窓口の連携	企画政策室 生活コミュニティ課 子育て支援課 指導室	充実
	55	配偶者暴力相談支援センター機能を有する拠点の検討	企画政策室 子育て支援課	新規
関係機関との連携				
国や都、関係機関等との連携体制の確立を推進します。				
主要事業	56	あらゆる暴力について警察等関係機関との連携	生活コミュニティ課 子育て支援課	新規
	57	東京都女性相談センター及び警察等との DV に関する連絡協議会の設置	企画政策室 子育て支援課	新規
	58	暴力防止に関する法律・制度整備についての国への要請	企画政策室 子育て支援課	継続

3 生涯を通じた男女の健康支援

- 男女が生涯にわたって心も身体も健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現のうえでもっとも基本的な条件です。
- 乳幼児期から高齢期まで、それぞれがライフステージに応じた健康管理に主体的に取り組めるよう総合的な支援が必要です。
- 各年代で身体的変化が多い女性の健康づくりについては、女性自身が自分の健康に決定権をもつ、性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方への理解の促進が課題となります。
- 男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【性や妊娠・出産に関して自分で決めるうえで必要なこと】について、「子どもの成長と発育に応じた性教育」が多く、次いで「性や妊娠・出産についての情報提供、相談体制の充実」となっています。
- 男女がともに生涯を通じて心も身体も健康であるために、性と生殖に関する正しい知識を普及するとともに、男女の身体のしくみの違いや年代を考慮した健康づくりを支援します。



（資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査）

施策の方向

生涯を通じた 男女の健康支援

主要施策 (1) 互いの性の尊重

- 施策 ○ 年齢に応じた性に関する学習機会の提供
- 施策 ○ 性に関する相談体制の充実
- 施策 ○ リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解の促進

主要施策 (2) 性差や年代に応じた心と身体健康の健康支援

- 施策 ○ 女性の健康の保持・増進
- 施策 ○ 生涯にわたる心身の健康の保持・増進

目標指標

指標	現状値	目標値 (平成 27 年)	目標値 (平成 32 年)
健康教育事业参加者数	[女性] 1,257 人	1,330 人	1,480 人
	[男性] 221 人	270 人	320 人

* 現状値は、平成 21 年度実績による。(メタボリック予防改善教室・メタボリック予防栄養教室・動脈硬化予防教室・動脈硬化予防栄養教室・アトピー講演会 他 15 事業)

(1) 互いの性の尊重

男女がともに性と生殖に関して正しい知識をもち、互いの性を尊重し、理解を深めるための啓発や学習機会の提供を行います。

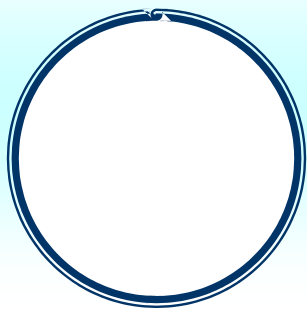
施 策				
年齢に応じた性に関する学習機会の提供				
男女の性についての理解を図るため、年齢に応じた学習機会の提供を行います。				
主要事業	59	学校教育における性教育の推進	指導室	継続
	60	性の尊重に関する学習機会の提供	企画政策室 市民会館・公民館	継続
性に関する相談体制の充実				
性に関する相談窓口の明確化を図るとともに、相談体制の充実を図ります。				
主要事業	61	性に関する相談の充実	健康課 子育て支援課	継続
	62	学校内における性に関する相談の充実	指導室	継続

施 策				
リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解の促進				
性と生殖に関する健康/権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方の定着を図るとともに、それを阻害する環境の是正に努めます。				
主要事業	63	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	企画政策室 健康課	継続
	64	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った子育て学級、健康学習の推進	健康課	継続
	65	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った相談体制の充実	健康課	継続

(2) 性差や年代に応じた心と身体の健康支援

男女がともに生涯を通じて心身ともに健康に過ごすため、年代や個々に応じたきめ細やかな健康支援を実施します。

施 策				
女性の健康の保持・増進				
女性固有の病気や身体機能を考慮した、生涯にわたる健康づくりを支援します。				
主要事業	66	妊娠・出産等に関する支援の推進	健康課 子育て支援課	継続
	67	更年期を理解するための情報提供	健康課	継続
	68	女性に対する検診事業の充実	健康課	継続
生涯にわたる心身の健康の保持・増進				
各ライフステージに応じた、男女の生涯を通じた健康づくりを支援します。				
主要事業	69	健康づくり支援の推進	健康課 介護福祉課 スポーツ振興課	継続
	70	生活習慣病、介護予防対策の充実	健康課 介護福祉課	継続
	71	医療機関や保健所等との連携による相談体制の充実	企画政策室 健康課	継続



働く場における男女共同参画と ワーク・ライフ・バランスの推進 (仕事と生活の調和)

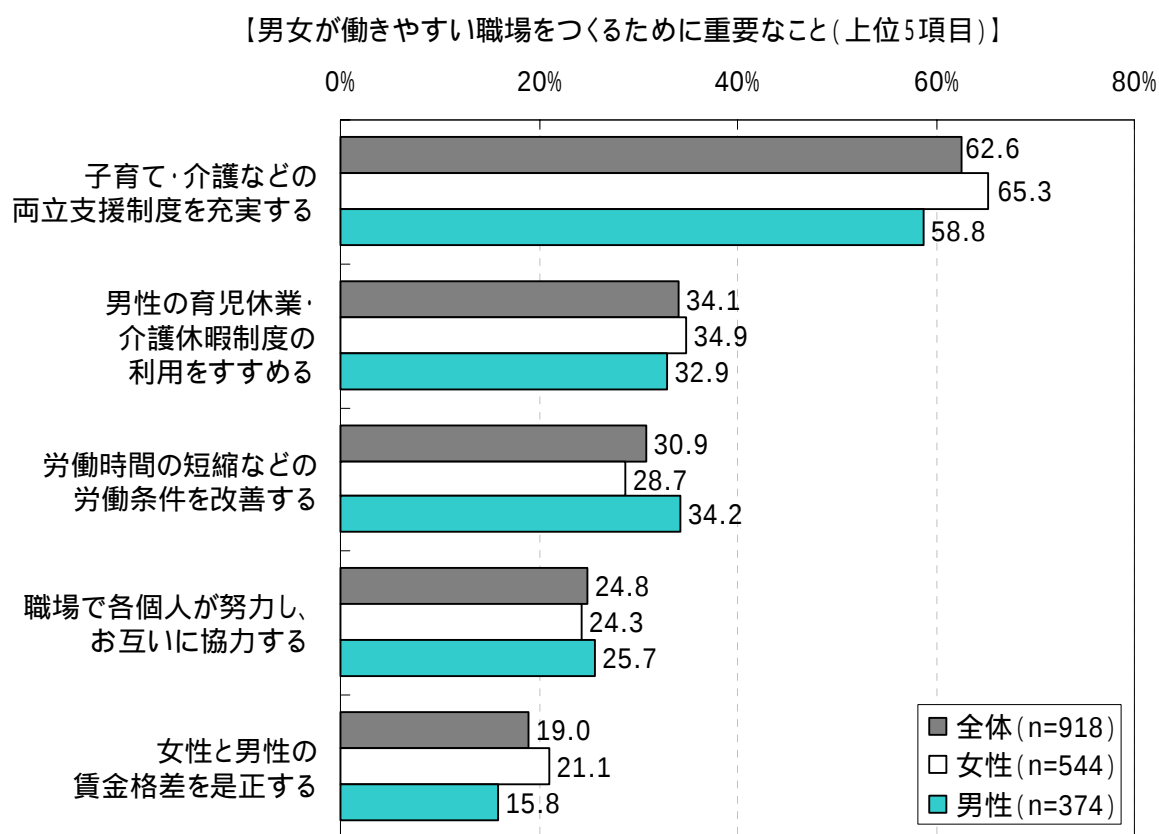
男女がともに働き、その能力を社会的に発揮することは人間としての基本的な権利であり、それを保障することは社会の責務でもあります。働く場における男女共同参画の実現に向け、一人ひとりの働く意思を尊重するとともに、個人のライフスタイルに応じたさまざまな活動を個人の希望に沿って展開できるよう、行政だけではなく事業所等も含めた積極的な取り組みが求められます。

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と、子育てや介護、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれている状態を指します。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、めざすべき社会の姿として「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を掲げ、日本全体でめざしていく大きな方向性が示されています。

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力をさまざまな分野で発揮し、仕事と家庭生活や地域活動を含む社会生活を営むためには、男女が家事・育児・介護を対等に分かち合う関係づくりと、個人のライフステージやニーズに応じた多様な働き方や暮らし方ができるように、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境整備が必要です。

1 働く男女の就労環境の整備

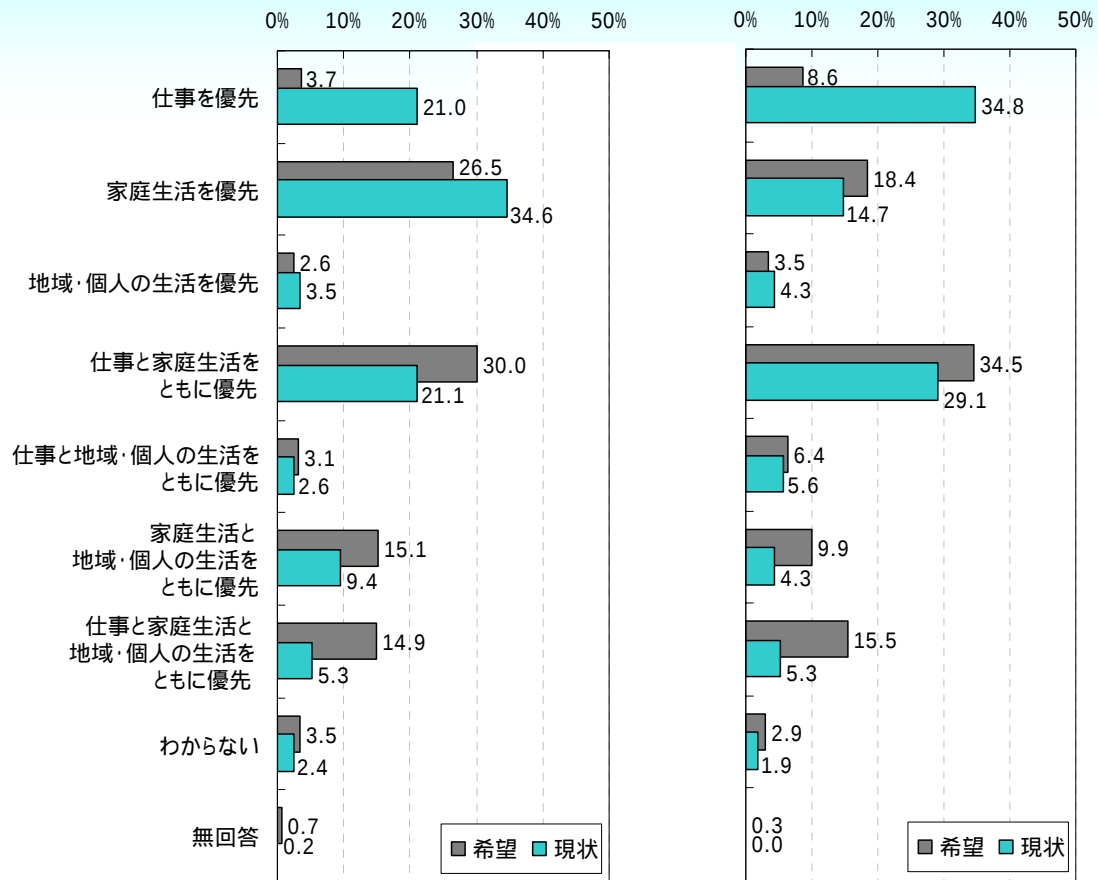
- 男女がともに社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスよく参画できる環境づくりが重要です。
 - 働く女性が増加する一方で、固定的な性別役割分担意識が残っており、待遇や就業形態など、職場のさまざまな場面で性別による格差がみられます。
 - 男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【女性が働くうえでの障害】については、「仕事と家事育児との両立が難しい」がもっとも多く、【男女が働きやすい環境をつくるために重要なこと】については、「子育て・介護などの両立支援制度を充実する」が多くなっています。
- また、【家庭生活と社会生活の両立】について、男女とも仕事と家庭生活の両方を優先したいと望む一方で、実際には、男性は仕事を、女性は仕事か家庭生活のどちらかを優先させている状況です。
- 性別による格差是正のための意識啓発や、男女がともに自分らしく働き続けられるよう、個人のライフステージやニーズに応える就労環境づくりへの取り組みを進めます。



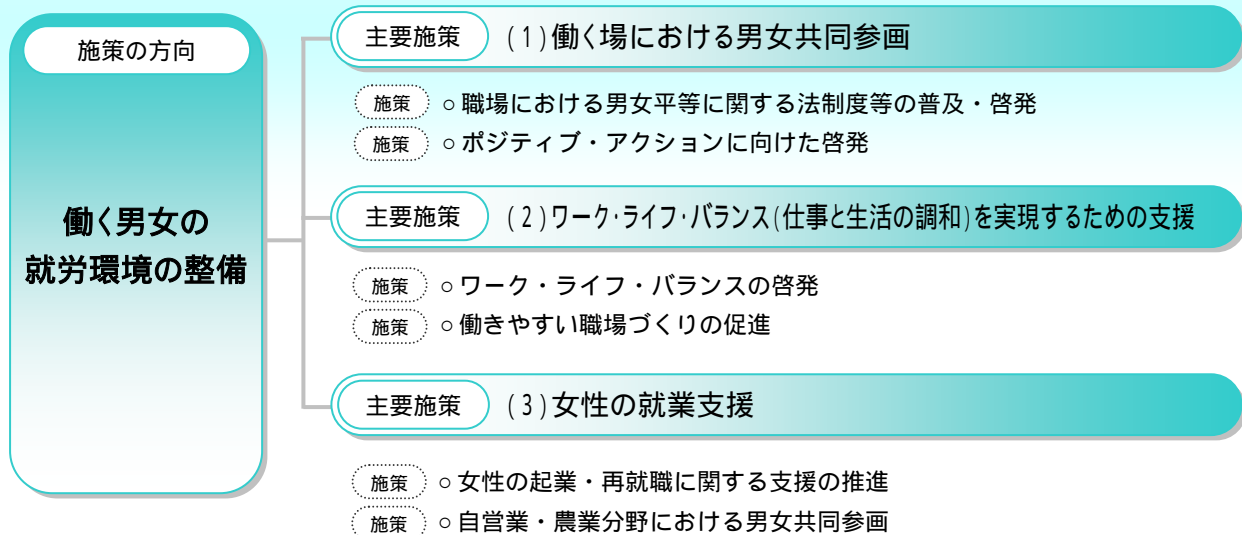
(資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査)

【家庭生活と社会生活の両立(女性 n=544)】

【家庭生活と社会生活の両立(男性 n=374)】



(資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査)



目 標 指 標

指標	現状値	目 標 値 (平成 27 年)	目 標 値 (平成 32 年)
「仕事と家庭生活をともに優先 している(両立)」人の割合	[女性] 21.1 %	25.0 %	30.0 %
	[男性] 29.1 %	32.0 %	35.0 %

* 現状値は、男女平等に関する市民意識・実態調査(平成 21 年度)による。

(1) 働く場における男女共同参画

個人の能力を十分に発揮できるよう、また、男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、企業・事業所などに働きかけます。

施 策				
職場における男女平等に関する法制度等の普及・啓発				
雇用や待遇など、職場における男女平等に関する法制度等の普及・啓発を行います。				
主要事業	72	男女雇用機会均等法・労働基準法等についての広報及びセミナーの開催	企画政策室 生活コミュニティ課	継続
	73	事業所に対する男女平等の啓発	企画政策室 産業活性化室	継続
ポジティブ・アクションに向けた啓発				
企業や事業所などに対して、ポジティブ・アクション ¹³ に向けた啓発を行います。				
主要事業	74	関連法の周知・啓発	企画政策室 生活コミュニティ課	新規
	75	ポジティブ・アクションの啓発	企画政策室 生活コミュニティ課	新規
	76	商工会等との連携	企画政策室 産業活性化室	新規

¹³ ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現するための支援

男女がともに仕事と家庭生活、地域生活等とのバランスをとり、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて市民・事業所に支援や啓発を行います。

施 策				
ワーク・ライフ・バランスの啓発				
ワーク・ライフ・バランスの普及のための啓発活動を実施します。				
主要事業	77	ワーク・ライフ・バランスの啓発及びセミナーの開催	企画政策室 生活コミュニティ課 産業活性化室 子育て支援課	新規
	78	ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の認定・公表	産業活性化室 子育て支援課	新規
働きやすい職場づくりの促進				
職場におけるワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、働きやすい職場環境づくりのための啓発を行います。				
主要事業	79	育児・介護休業制度の普及啓発	企画政策室 生活コミュニティ課	継続
	80	多様な就労形態の普及啓発	企画政策室 生活コミュニティ課	継続

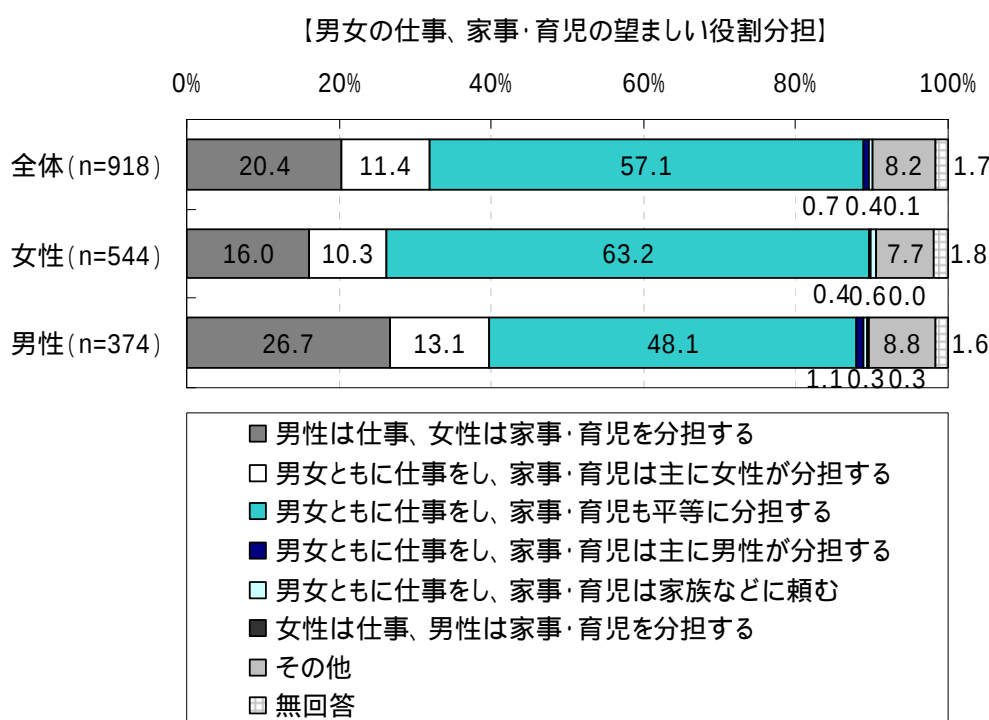
(3) 女性の就業支援

女性の能力と意欲を生かすため、起業や再就職をめざす女性の支援を行うとともに、自営業や農業分野において男女がともに快適に働くための支援を行います。

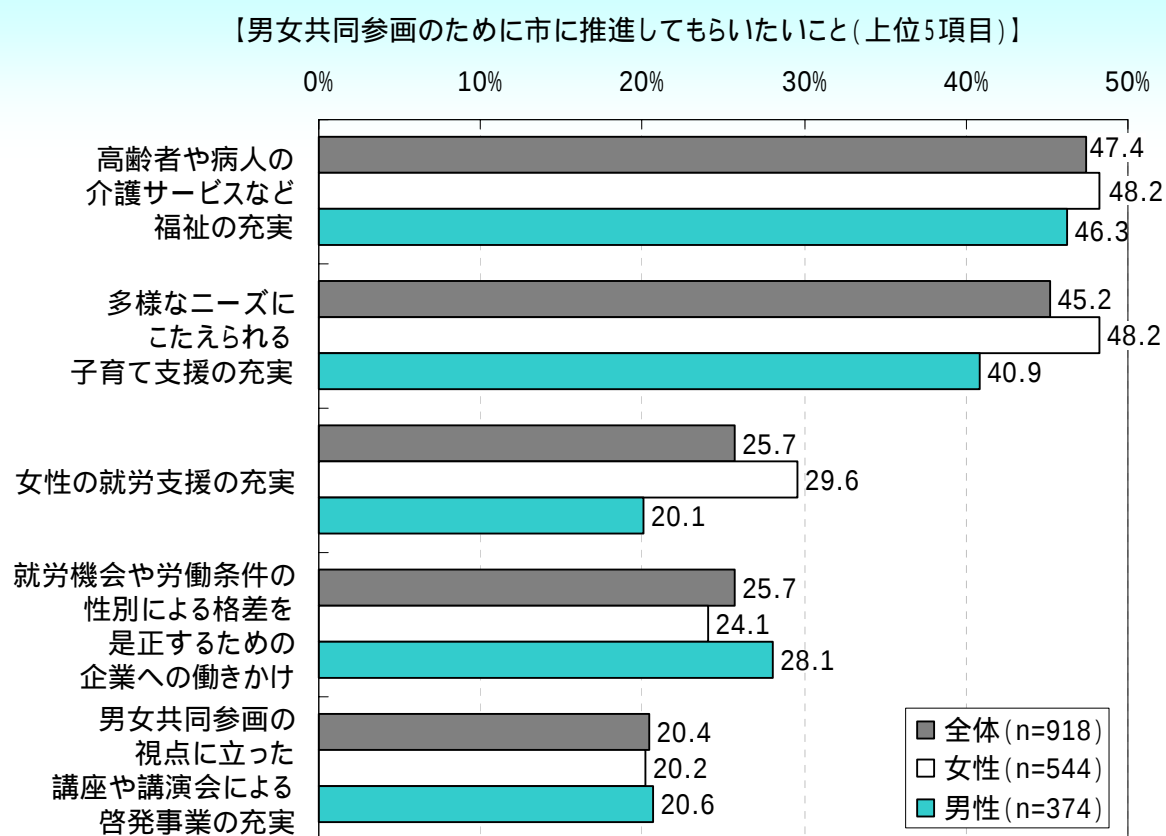
施 策				
女性の起業・再就職に関する支援の推進				
起業や再就職等を希望する女性に対して、情報提供や相談体制の充実などを推進します。				
主要事業	81	女性のための労働関連セミナーの開催	生活コミュニティ課	継続
	82	雇用・労働に関する情報・相談体制の充実	企画政策室 生活コミュニティ課	充実
	83	女性の起業に対する育成・支援のための情報提供	生活コミュニティ課	継続
自営業・農業分野における男女共同参画				
自営業や農業分野において、女性の参画を促進するとともに、就労環境の改善に向けた啓発を行います。				
事業要	84	自営業等で働く女性の就労環境の改善に向けた啓発	産業活性化室	継続
	85	農業にたずさわる女性への支援	産業活性化室	新規

2 仕事と家庭生活の両立支援

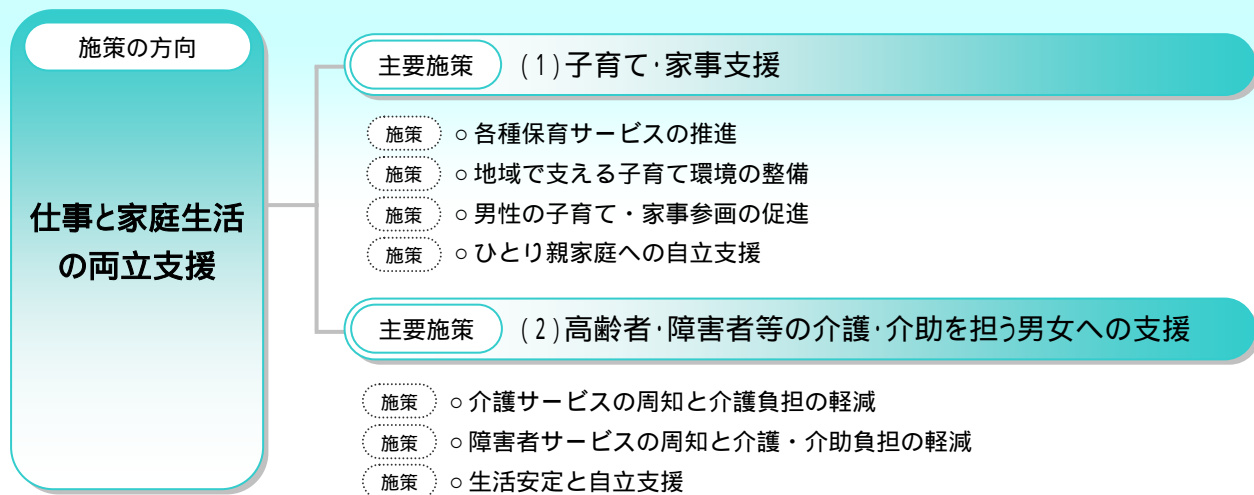
- 急速に進む少子高齢化に対応するため、性別や年齢などにとらわれない男女共同参画社会の実現と、社会全体で子育てや介護を支援していく環境づくりが求められています。
- 女性の社会進出が進むなか、家事・育児・介護等は女性が行うものであるという固定的な性別役割分担意識は依然として残っています。
- 男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【男女の仕事、家事・育児の望ましい役割分担】について、男女とも「男女ともに仕事をし、家事・育児も平等に分担する」がもっとも多くなっているものの、女性が6割を超えているのに対し、男性は半数以下に留まっています。また、【男女共同参画のために市に推進してもらいたいこと】については、「高齢者や病人の介護サービスなど福祉の充実」がもっとも多く、次いで「多様なニーズにこたえられる子育て支援の充実」となっています。
- 子育て家庭への積極的な支援や高齢者・介護の問題を解決することは、昭島市の男女共同参画を推進するための課題解決にもつながると考えられます。
- 男女がともに家事・育児・介護等に参画できるよう意識啓発を図るとともに、多様化する子育て及び高齢者等の自立や介護ニーズに対応できるさまざまなサービスの提供に努めます。



(資料：平成21年度 男女平等に関する市民意識・実態調査)



(資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査)



目 標 指 標

指標	現状値	目 標 値 (平成 27 年)	目 標 値 (平成 32 年)
保育園の定員数	2,467 人 ^{*1}	2,530 人	2,600 人
学童クラブの定員数	940 人 ^{*2}	1,050 人	1,070 人

* 1 現状値は、子育て支援課（平成 22 年 4 月 1 日）による。

* 2 現状値は、子ども育成課（平成 22 年 4 月 1 日）による。

(1) 子育て・家事支援

男女がともに子育てや家事等を担えるよう、さまざまなニーズに応じた保育サービスや地域における子育て支援を充実するとともに、男性の子育て・家事への参画を促す啓発を行います。

また、ひとり親家庭の自立支援のための支援にも努めます。

施 策				
各種保育サービスの推進				
待機児童の解消を図るとともに、多様化する保育ニーズに対応できるよう、各種保育サービスを提供します。				
主要事業	86	各種保育サービスの推進	子育て支援課 子ども育成課	充実
	87	学童保育の充実	子ども育成課	充実
地域で支える子育て環境の整備				
地域で子育てを支えるため、地域における子育て環境の充実に努めます。				
主要事業	88	子ども家庭支援センター事業の推進	子ども育成課	新規
	89	ファミリーサポートセンター ¹⁴ 事業の充実	子ども育成課	継続
	90	子育てグループやサークルの育成	子ども育成課	継続
	91	児童センター等の施設の充実	子ども育成課	新規
	92	子育てに関する情報提供及び講座等の実施	関係各課	継続
	93	市の事業における保育室の設置	関係各課	継続
	94	子育てに関する相談体制の充実	健康課 子ども育成課	継続
男性の子育て・家事参画の促進				
男性の子育て・家事への参画を促進するため、学習機会の提供や啓発活動を行います。				
主要事業	95	男性が参加しやすい子育て講座・親学級等の推進	健康課	継続
	96	父子等で利用しやすい施設の整備	管理課 社会教育課 市民会館・公民館	継続
	97	男性の家事参加促進のための啓発	企画政策室 生活コミュニティ課	新規
ひとり親家庭への自立支援				
ひとり親家庭の生活の安定に向け、関係機関と連携した支援体制を整備します。				
事業要	98	ひとり親家庭に対する支援体制の整備	子育て支援課	継続
	99	関係機関との連携	子育て支援課	継続

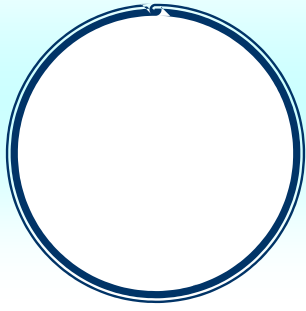
¹⁴ ファミリーサポートセンター

地域において、子どもを預けたいもの（利用会員）と子どもを預かるもの（協会員）がグループをつくり、利用会員の必要に応じて、協会員が保育サービスを提供する組織をいいます。

(2) 高齢者・障害者等の介護・介助を担う男女への支援

高齢者・障害者等の介護・介助を必要とする人やその家族が、仕事や家庭生活、地域活動などを両立することができるよう、関連計画に基づき支援を行います。

施 策				
介護サービスの周知と介護負担の軽減				
介護が必要な高齢者とその家族が地域で安心して生活できるよう、関連計画に基づいたサービスの提供を充実します。				
主要事業	100	昭島市介護保険事業計画の推進	介護福祉課	新規
	101	男性の介護参加の啓発及び講座の実施	介護福祉課	継続
	102	関係機関との連携	関係各課	継続
障害者サービスの周知と介護・介助負担の軽減				
介護・介助が必要な障害者とその家族が地域で安心して生活できるよう、関連計画に基づいたサービスの提供を充実します。				
事業主要	103	昭島市障害者福祉計画の推進	障害福祉課	新規
	104	関係機関との連携	関係各課	継続
生活安定と自立支援				
高齢者・障害者等が自立した生活を送れるよう、相談体制や社会参加への支援を充実します。				
事業主要	105	高齢者・障害者等の相談体制の充実	関係各課	継続
	106	高齢者・障害者等の雇用に関する情報提供	生活コミュニティ課	継続



男女共同参画の総合的推進

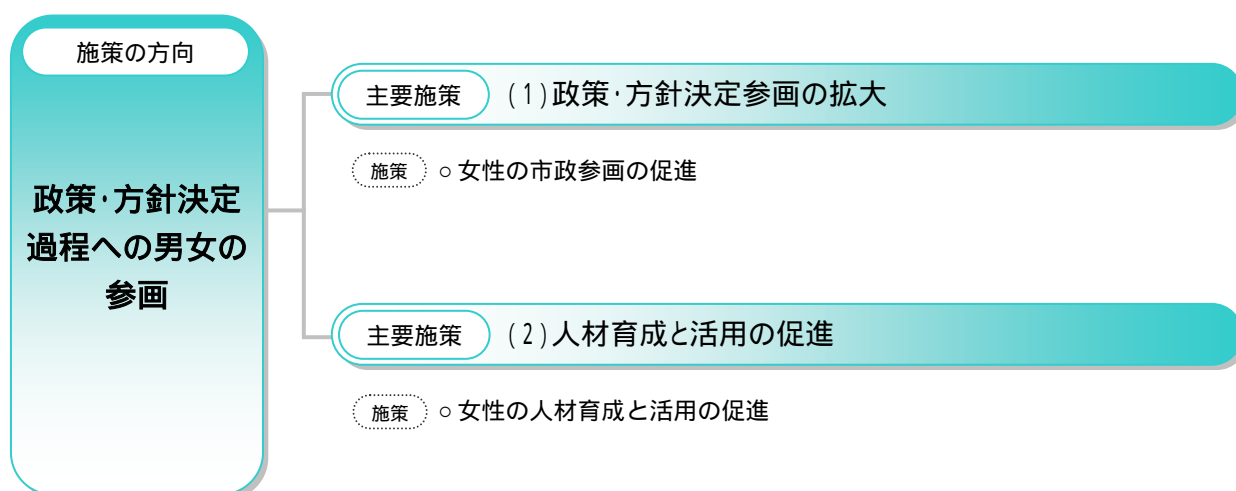
男女共同参画社会の実現のためには、誰もが社会の対等な構成員として責任をもち、社会のさまざまな分野に参画できるようにすることが重要です。女性自身のエンパワーメントを図り、政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進するとともに、身近な地域活動の場に男女共同参画の視点を取り入れ、男女共同参画に関する国際社会の動向に理解と関心を深めるなど、男女がともに活躍できる環境づくりが望まれています。

また、男女共同参画の推進にあたっては、あらゆる分野での取り組みを展開することが必要であり、総合的かつ計画的に取り組まなければなりません。本計画を全庁的な取り組みとして推進し、実効性のあるものにするとともに、市民と行政とが課題を共有するなかでパートナーシップを構築し、事業所、団体等の活動と連携を図り、協働の関係をつくりあげることが大切です。行政、関係機関、市民一人ひとりがそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが期待されます。

男女共同参画社会の実現をめざすという共通目標を、一人ひとりが認識し、実行していくことが不可欠です。

1 政策・方針決定過程への 男女の参画

- 政策・方針等の意思決定の場へ男女がともに参画していくことは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。
- 平成 15 年に国では「女性のチャレンジ支援策」の推進を決定し、あらゆる分野への女性の参画の拡大と、指導的地位に占める女性の割合の増加をめざしています。
- 男女にあらゆる分野において政策・方針等の意思決定の場へ参画する機会が確保されることが重要であり、特に、日常生活とかかわりが深い市政への参画が大切ですが、女性の参画はまだ十分とはいえない状況にあります。
- 昭島市では、審議会等に占める女性委員の比率を 30%にする目標を掲げ推進してきましたが、平成 22 年度では 29.2%と目標にはわずかに届かない状況です。
- 政策・方針等の意思決定の場への男女共同参画を進めることは、より多くの人々の多様なニーズを反映した政策・方針をつくり出すことを可能にします。
- 市のすべての施策に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針等の意思決定の場への男女の積極的な参画を推進するとともに、人材の育成・活用に努めることが必要です。



目 標 指 標

指標	現状値	目 標 値 (平成 27 年)	目 標 値 (平成 32 年)
審議会等における女性委員の割合	29.2%	35.0%	40.0%

* 現状値は、平成 22 年 4 月 1 日現在。

(1) 政策・方針決定参画の拡大

政策や方針決定過程の場において、男女双方の意見が反映され、多様な価値観と発想が取り入れられるよう、市政への女性の参画を促進します。

施 策				
女性の市政参画の促進				
性別に偏らない多様な市民の意見を市政に反映するため、積極的に市の審議会等における女性の参画を促します。				
主 要 事 業	107	審議会等における女性委員比率の向上	企画政策室	継続
	108	市主催行事への女性の参画の推進	関係各課	継続

(2) 人材育成と活用の促進

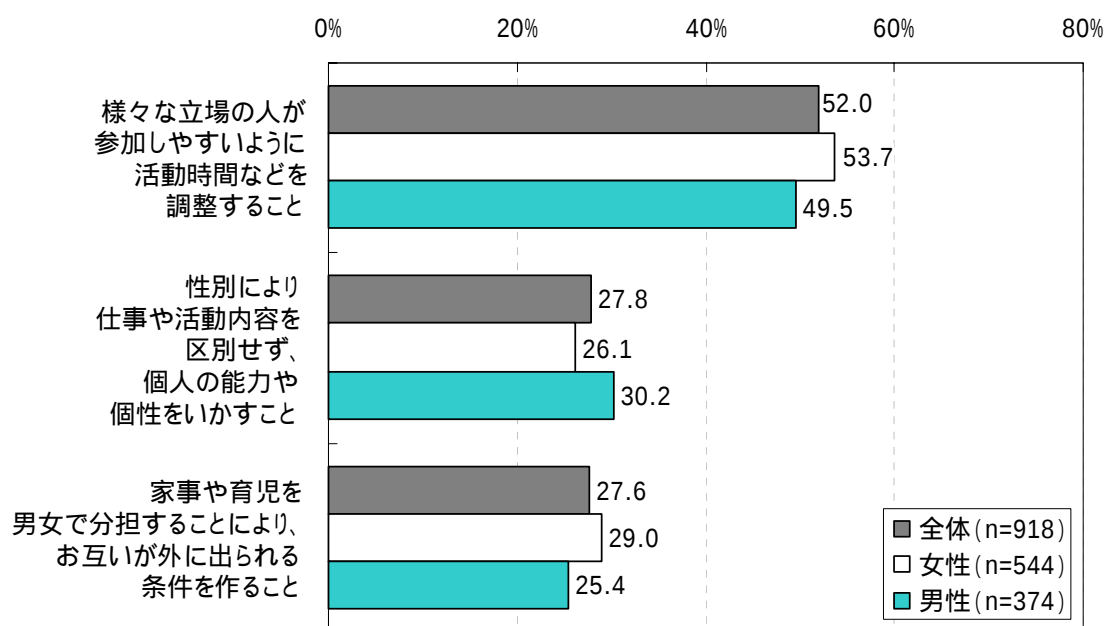
女性自身の意欲を向上し、能力を政策決定等に生かせるよう、学習機会の提供を行うとともに、女性の人材に関する情報を幅広く収集し活用します。

施 策				
女性の人材育成と活用の促進				
女性のエンパワーメント等を目的として、講座等を開催し、女性の人材育成と活用を促進します。				
主 要 事 業	109	女性のための政策決定能力向上に関する講座の実施	市民会館・公民館	継続
	110	女性人材リストの作成と活用	企画政策室 職員課	新規

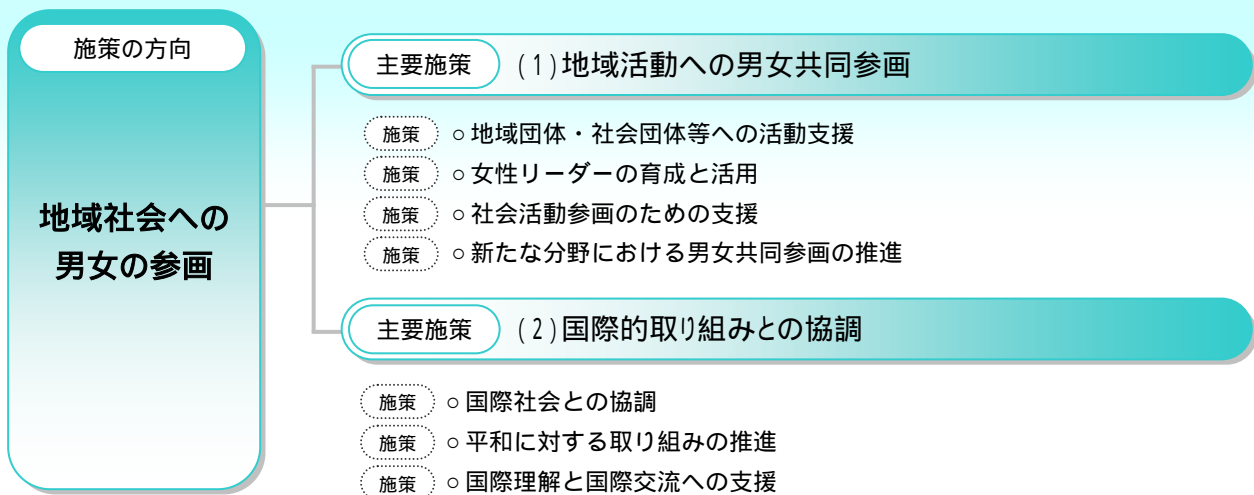
2 地域社会への男女の参画

- 近年、核家族化や女性の社会進出などと相まって、地域での支え合い、コミュニティづくりの必要性が高まっています。
- 男女共同参画の推進にあたっては、政治・経済・文化などさまざまな分野で国際化が進展するなか、国際的な動きと連動し、国際社会の動向に対する関心や理解を深めることが大切です。
- PTA や自治会などの一部の地域活動においては、依然としてリーダーは男性が担う傾向がみられるものの、活動の主体の多くは女性となっています。ボランティア等の活動の場においては、リーダーとなって活躍する女性が増えています。
- 男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【地域活動における男女共同参画推進のために必要なこと】について、「様々な立場の人が参加しやすいように活動時間などを調整すること」が半数を超え多くなっています。
- 男女が自らのもつ能力や知識を生かし、いきがいをもって地域社会にかかわっていくことは、家庭や職場だけではなく、地域における個人の生活を豊かにすることにつながるため、地域活動に積極的に参画できる環境づくりが大切です。
- 男女双方の参画の促進や地域活動を活性化するための取り組みを進めるとともに、国際社会と協調した男女共同参画の推進を図ります。

【地域活動における男女共同参画をすすめるために必要なこと(上位3項目)】



(資料：平成 21 年度 男女平等に関する市民意識・実態調査)



目 標 指 標

指標	現状値	目 標 値 (平成 27 年)	目 標 値 (平成 32 年)
自治会長への女性の参画率	5.1 %	8.0 %	10.0 %

* 現状値は、生活コミュニティ課（平成 22 年度）による。

(1) 地域活動への男女共同参画

男女がともに地域におけるさまざまな活動に参加し、暮らしやすい地域をつくるため、地域活動やボランティア等に積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援します。

また、防災、防犯やまちづくり、環境など新たな分野における男女共同参画を推進します。

施 策				
地域団体・社会団体等への活動支援				
さまざまな地域団体・ボランティア等への活動支援と参加促進を図ります。				
主要事業	111	地域団体のネットワークづくりや支援体制の推進	生活コミュニティ課 社会教育課	継続
	112	地域活動に関する情報提供	生活コミュニティ課 社会教育課	継続
	113	関係機関との連携によるボランティア活動への支援	生活コミュニティ課	継続
	114	NPO ¹⁵ に関する情報提供	生活コミュニティ課	継続
女性リーダーの育成と活用				
自治会や地域団体等の活動において、リーダーとして活躍する女性の増加を図られるよう、育成と活用の促進に努めます。				
主要事業	115	自治会や地域団体に対する女性リーダー育成と活用の促進	関係各課	継続
社会活動参画のための支援				
性別や年齢、障害の有無にかかわらず、だれもが社会活動等に参画しやすい環境づくりを支援します。				
主要事業	116	男女が地域活動・ボランティア活動にかかわるための育児・介護支援	子育て支援課 介護福祉課	継続
	117	男性の地域参画の推進	関係各課	新規
	118	シルバーボランティアの活用	介護福祉課 社会教育課	継続
新たな分野における男女共同参画の推進				
防災、防犯、まちづくり、環境などの新たな分野において、男女双方の視点を取り入れた活動を行うよう推進します。				
主要事業	119	防災分野における男女共同参画の推進	防災課	新規
	120	防犯分野における男女共同参画の推進	生活コミュニティ課	新規
	121	まちづくり分野における男女共同参画の推進	都市計画課	新規
	122	環境分野における男女共同参画の推進	環境課 清掃センター	新規

¹⁵ NPO

Non-Profit-Organization（非営利組織）の略称です。非営利の市民団体のことで、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。

(2) 国際的取り組みとの協調

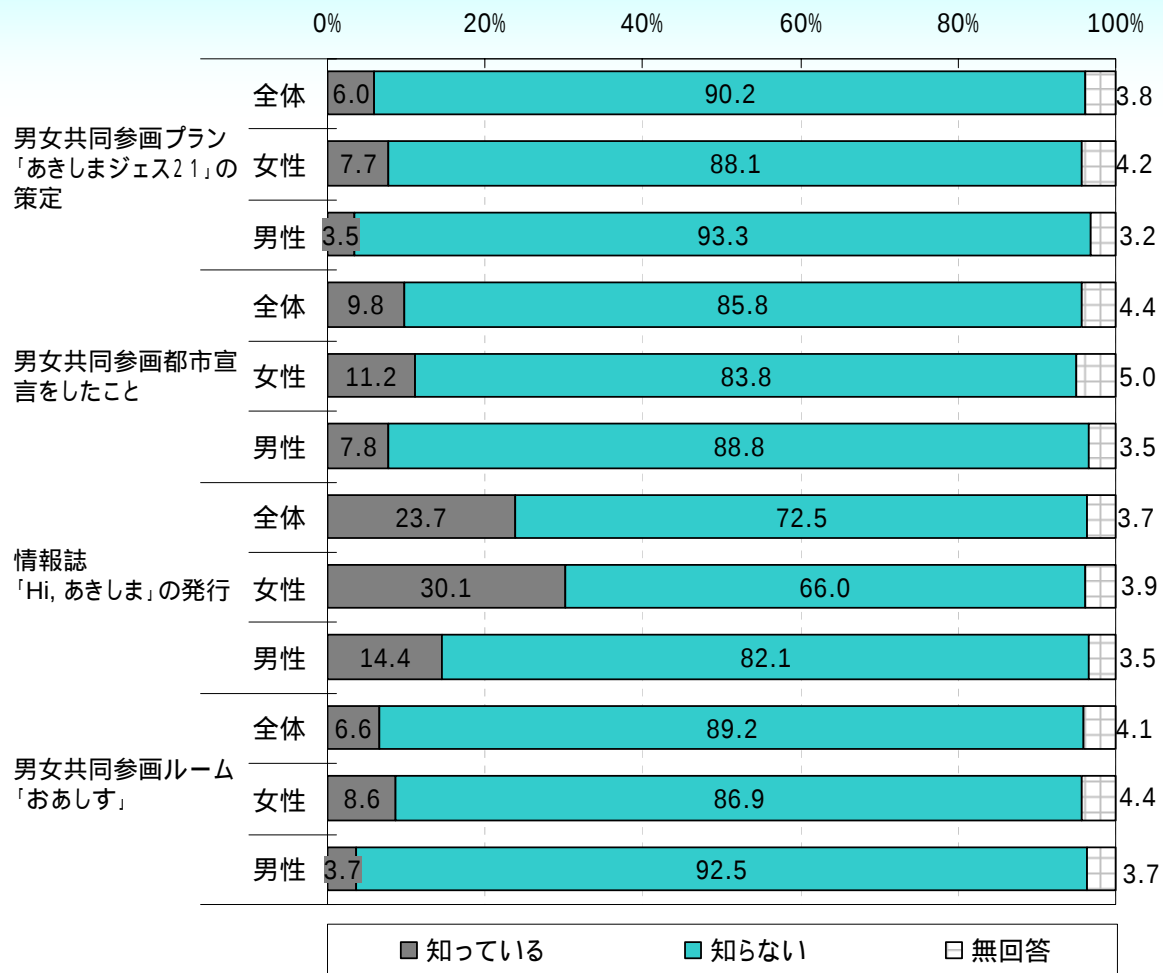
男女共同参画の視点に立った国際的な取り組みに関して、国際社会の一員として理解と協調が深められるよう、学習・交流の機会や情報の提供を実施します。

施 策				
国際社会との協調				
男女共同参画に関する国際的な取り組みや世界の女性を取り巻く環境等について情報収集・提供を行います。				
主要事業	123	「開発と女性」(WID)等について理解を深める学習の推進	市民会館・公民館	継続
	124	男女共同参画に関する国際機関等の情報提供	企画政策室	継続
	125	男女共同参画に関する国際的条約等の周知	企画政策室	新規
平和に対する取り組みの推進				
男女共同参画社会の実現に密接にかかわる平和に対する市民意識の高揚を図り、教育・学習機会の提供等に努めます。				
主要事業	126	平和関連行事の開催	企画政策室	継続
	127	平和に関する教育・学習機会の提供	指導室 社会教育課 市民図書館 市民会館・公民館	継続
国際理解と国際交流への支援				
国際社会への関心や地域における国際交流を促し、国際性豊かなひとづくりを推進します。				
主要事業	128	国際理解を深めるための講座等の実施	市民会館・公民館	継続
	129	小・中学校における国際理解教育の推進	指導室	継続
	130	国際交流を進める市民への支援	企画政策室 生活コミュニティ課	継続
	131	国際支援活動に関する情報提供	企画政策室 生活コミュニティ課	継続

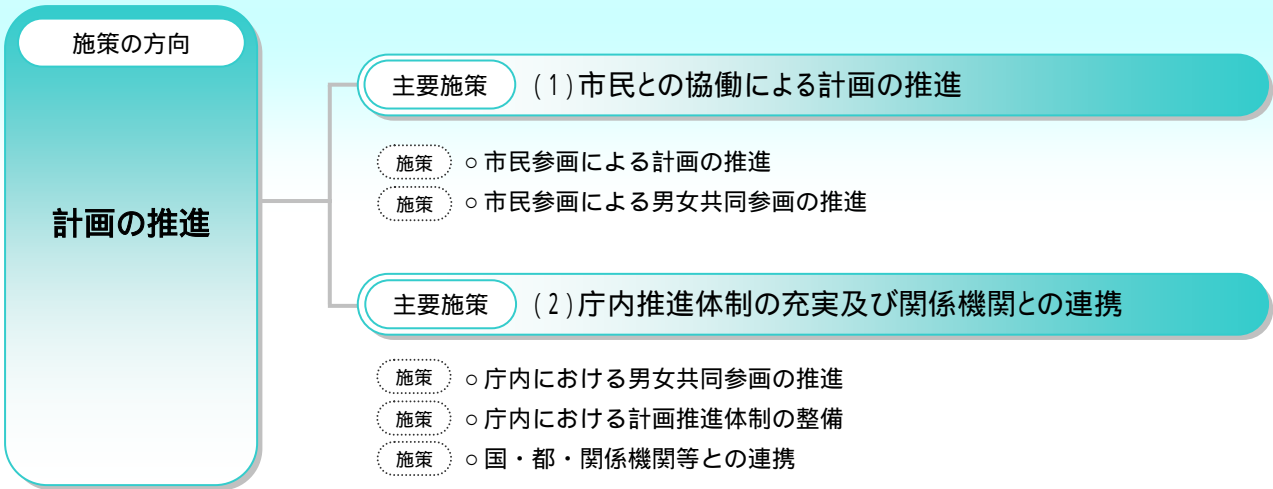
3 計画の推進

- 男女共同参画社会実現のためには、行政による取り組みだけではなく、市民、事業所、団体など地域社会全体の協力が必要です。
- 男女共同参画推進にかかる施策は多岐にわたるため、庁内において関連部署の連携を図るとともに、男女共同参画社会をめざすという共通認識をもつことや、男女共同参画の視点の浸透が課題となります。
- 市民一人ひとりや、事業所、団体等がそれぞれの立場で男女共同参画の理念に留意し、主体的な取り組みを展開することが期待されるとともに、庁内の推進体制の強化が求められます。
- 男女平等に関する市民意識・実態調査によると、【昭島市の男女共同参画関連事業の認知状況】について、「情報誌『Hi, あきしま』の発行」がもっとも多くなっていますが、本計画の策定や「男女共同参画ルーム『おあしす』」の開設はあまり知られていない状況です。今後は総合的な情報発信の場となる、男女共同参画センターの設置に向けて検討を進めます。
- 市民と行政の連携と協働による計画の推進と、本計画を実効性のあるものにするための推進体制の充実、進捗状況の適正な点検・評価体制の充実など、全庁的に本計画の推進に基づき男女共同参画を進めます。

【昭島市の男女共同参画関連事業の認知状況】(n=918 女性:544, 男性:374)



(資料:平成21年度 男女平等に関する市民意識・実態調査)



目 標 指 標

指標	現状値	目 標 値 (平成 27 年)	目 標 値 (平成 32 年)
「昭島市男女共同参画プラン」を知っている人の割合	6.0 %	15.0 %	30.0 %

* 現状値は、男女平等に関する市民意識・実態調査（平成 21 年度）による。

(1) 市民との協働による計画の推進

市民一人ひとりがそれぞれの立場で男女共同参画に関する取り組みに主体的にかかわれるよう、市民と行政が互いの役割を認識し、対等なパートナーとして男女共同参画と本計画の推進を図ります。

施 策				
市民参画による計画の推進				
市民の積極的な参画により、男女共同参画推進委員会による事業の改廃を含めた本計画の着実な推進を図ります。				
事業要	132	各種媒体による男女共同参画プランの周知	企画政策室	新規
	133	男女共同参画推進委員会の機能の拡充	企画政策室	継続

施 策				
市民参画による男女共同参画の推進				
市民との強力なパートナーシップを築き、男女共同参画のさらなる推進を図ります。				
主要事業	134	男女共同参画都市宣言の周知	企画政策室	継続
	135	男女共同参画条例制定の検討	企画政策室	継続
	136	男女共同参画センターの設置の検討	企画政策室	継続
	137	市民との協働による男女共同参画情報誌「Hi, あきしま」の充実（№16 再掲）	企画政策室	継続

(2) 庁内推進体制の充実及び関係機関との連携

庁内における男女共同参画及び本計画の推進体制の充実に努めるとともに、国や都、関係機関等との協力・連携を図ります。

施 策				
庁内における男女共同参画の推進				
男女共同参画を推進するため、職員の男女共同参画に関する認識と理解を深めます。				
主要事業	138	職員の男女共同参画意識の醸成	企画政策室 職員課	新規
	139	市男性職員の育児・介護休暇積極的取得の推進	職員課	継続
	140	市職員の職務分担における男女平等の推進	職員課	継続
	141	女性管理職の登用にに向けた人材育成	職員課	継続
	142	男女共同参画に関する職員研修	企画政策室 職員課	継続
庁内における計画推進体制の整備				
本計画の着実な推進に向け、計画の進行管理と適正な点検・評価を実施します。				
主要事業	143	計画の進捗状況の管理・把握	企画政策室	継続
	144	関連事務担当課長会の開催	企画政策室	継続
	145	担当部署の組織強化	企画政策室	継続
国・都・関係機関等との連携				
国や都、近隣自治体、関係機関等と連携を図り、男女共同参画を推進します。				
主要事業	146	女性団体との連携	企画政策室	継続
	147	国・都との連携による国内外の情報収集	企画政策室	継続
	148	国・都・区市町村との連携による男女共同参画施策の推進	企画政策室	継続

資料編

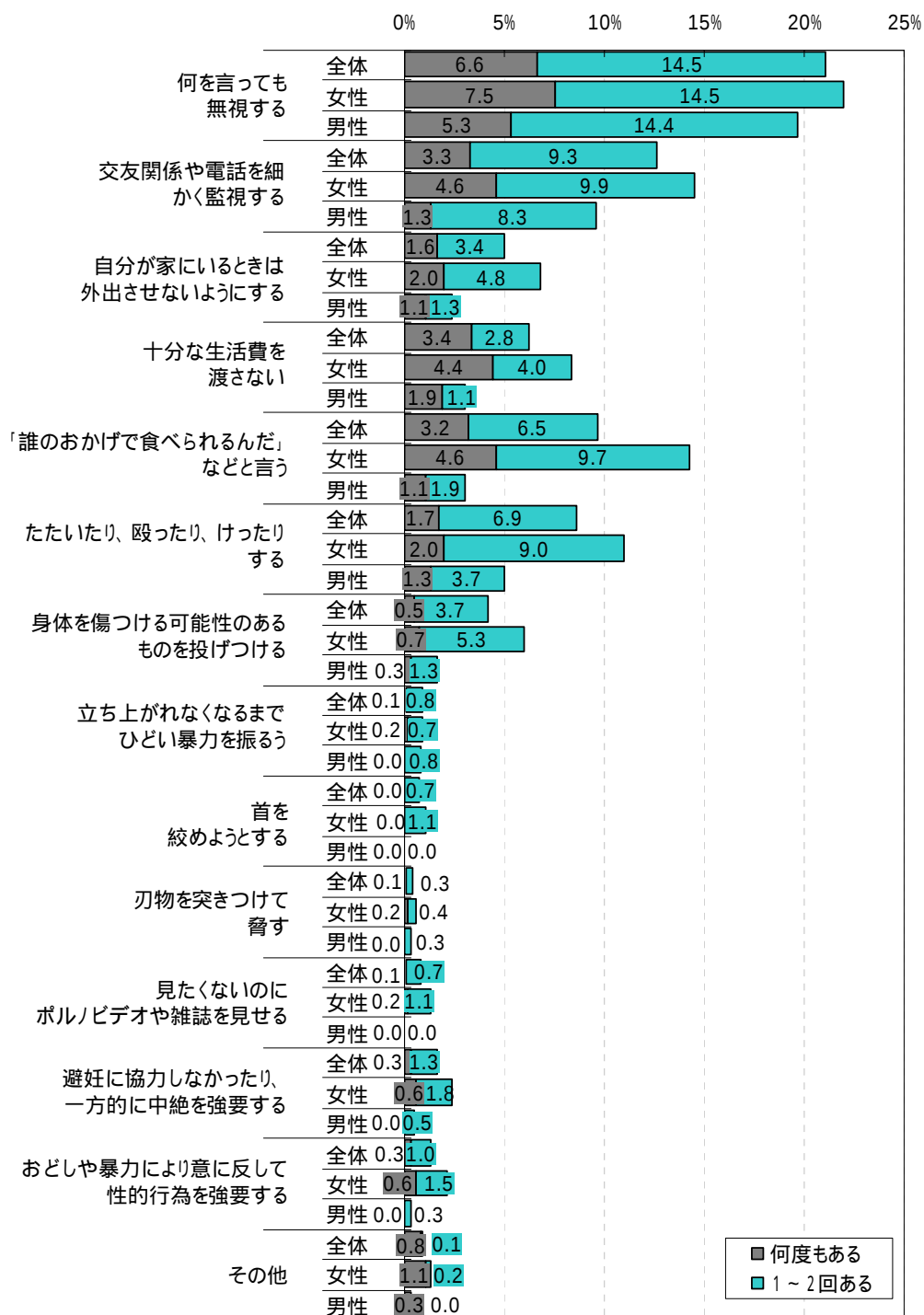
-
- 資料1 男女平等に関する市民意識・実態調査 参考
- 資料2 男女共同参画に関する動き(年表)
- 資料3 日本国憲法(抄)
- 資料4 男女共同参画社会基本法
- 資料5 東京都男女平等参画基本条例
- 資料6 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 資料7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 資料8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章
-

資料1 男女平等に関する市民意識・実態調査 参考

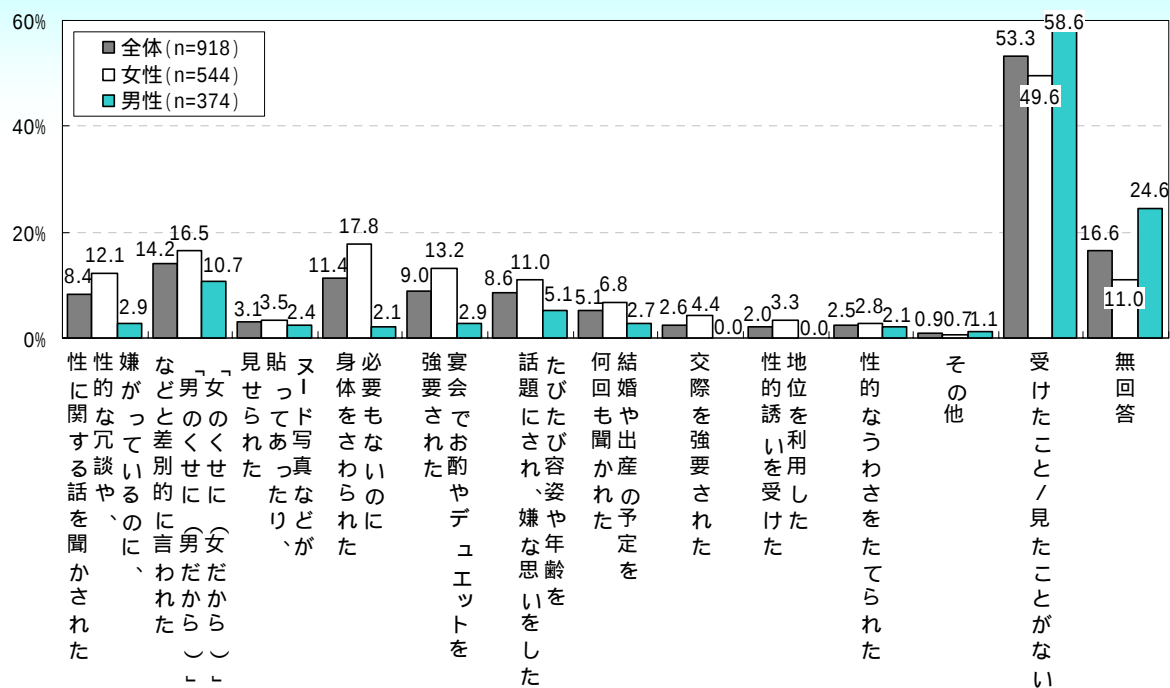
- 1 あらゆる暴力の防止 (26 ページ)

■ パートナーからの暴力の有無

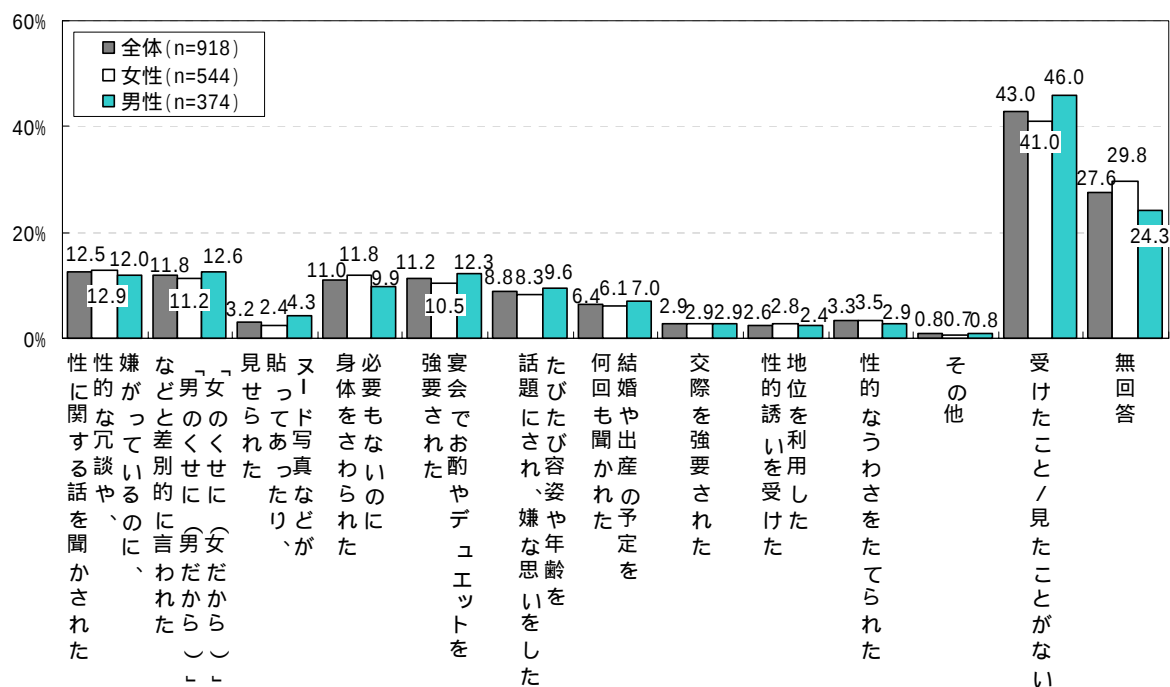
(全体: 918 女性: 544, 男性: 374)



■ セクシュアル・ハラスメントの被害の状況（回答者本人の経験）

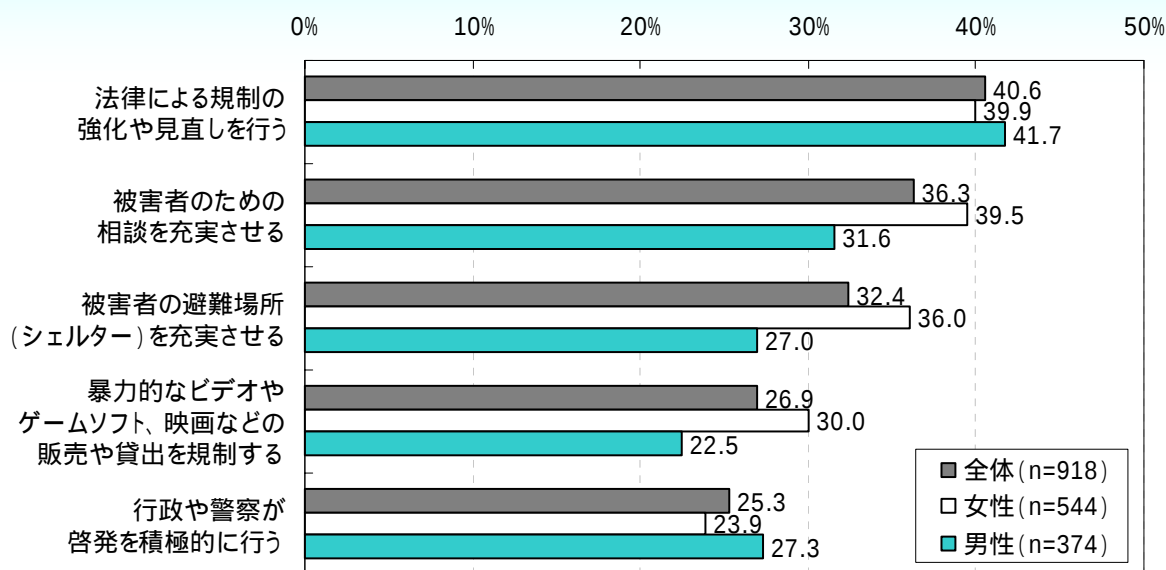


■ セクシュアル・ハラスメントの被害の状況（被害者を見た経験）



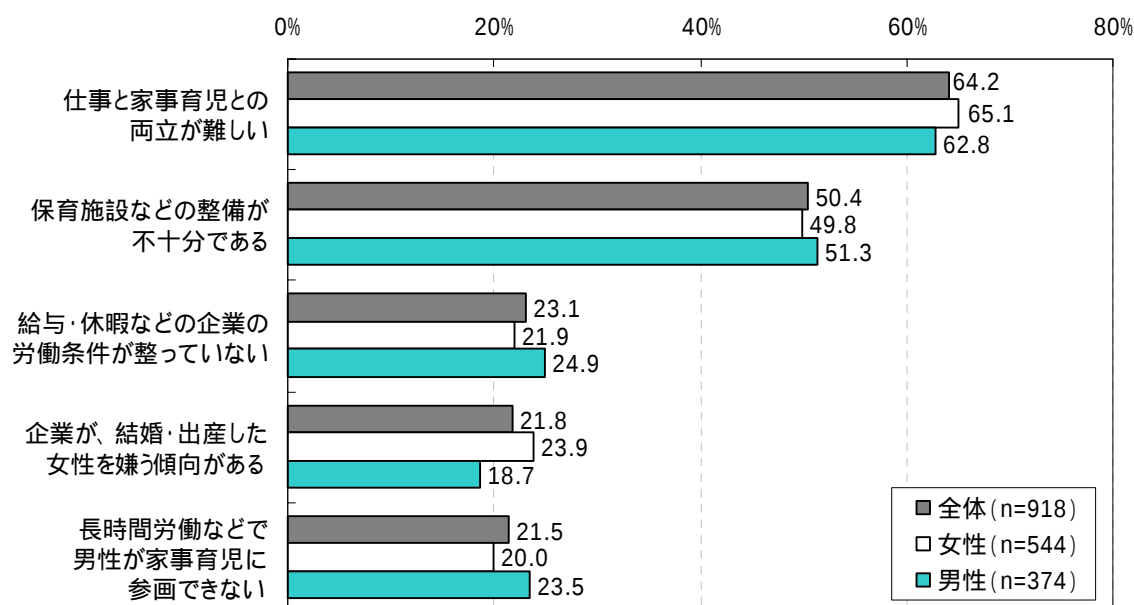
- 2 配偶者等からの暴力などによる被害者への支援体制の確立 (29 ページ)

■ 女性に対する暴力の防止や被害者の支援のために必要な対策 (上位 5 項目)



- 1 働く男女の就労環境の整備 (36 ページ)

■ 女性が働く上での障害 (上位 5 項目)



資料2 男女共同参画に関する動き(年表)

● 2000 年まで

	世界の動き	日本の動き
1975	国際婦人年(目標: 平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置
1976		
1977		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館
1978		
1979	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択	
1980	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名
1981	・ILO 第 156 号条約(家族責任条約)採択	「国内行動計画後期重点目標」策定
1982		
1983		
1985	国連婦人の十年世界会議 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」の成立 「女子差別撤廃条約」批准
1987		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
1988		
1989		
1990	国連経済社会理事会 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」改定 「育児休業法」の公布
1992		婦人問題担当大臣設置
1994	国際人口・開発会議(カイロ) ・「行動計画」採択(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ提唱)	男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置
1995	第 4 回世界女性会議(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」の成立 「ILO 第 156 号条約」批准
1996		「男女共同参画 2000 年プラン」策定
1997		「男女雇用機会均等法」の改正 「介護保険法」の公布 「育児・介護休業法」改正
1998		
1999		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「改正労働基準法」施行
2000	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行

東京都の動き	昭島市の動き	
		1975
都民生活局婦人計画課設置 東京都婦人問題懇話会「国際婦人年世界行動計画 にたった東京都行動計画の基本的な考え方」提言		1976
		1977
「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定		1978
		1979
		1980
		1981
	「婦人の地位向上のための関係者懇談会」開催	1982
「婦人問題解決のための新東京都行動計画」策定		1983
		1985
	昭島市婦人問題行動計画策定委員会設置	1987
	昭島市婦人問題行動計画策定のための懇談会開催	1988
	婦人問題に関する市民意識・実態調査実施 昭島市婦人問題審議会設置	1989
東京都男女平等推進会議設置		1990
「女性問題解決のための東京都行動計画」策定	昭島市婦人問題審議会が「昭島市における婦人問題 と関係施策のあり方について」答申	1991
東京女性財団設立	昭島市女性行動計画策定委員会設置	1992
	企画課に女性担当設置 昭島市女性プラン策定 昭島市女性プラン関連事務担当課長会議設置	1994
東京ウィメンズプラザ会館	「Hi, あきしま」創刊	1995
		1996
		1997
第4次行動計画「男女平等に参画するまち東京プラン」策定	昭島市女性施策推進委員会設置	1998
	昭島市女性施策推進委員会が「昭島市女性プラン の推進のために」提言 昭島市男女共同参画プラン審議会設置 男女平等に関する市民意識・実態調査実施	1999
「男女平等条約基本条例」制定	昭島市男女共同参画プラン審議会が「昭島市男女 共同参画プラン審議会答申」答申	2000

● 2000 年以降

	世界の動き	日本の動き
2001		男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 「DV 防止法」公布・施行
2002	「APEC 女性問題担当大臣会合」	
2003		「女性のチャレンジ支援策の推進について」 男女共同参画推進本部決定 「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行
2004		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針策定
2005	国連「北京 + 10 世界閣僚級会合（ニューヨーク）」	「改正育児・介護休業法」施行 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
2006	「東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）」	男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
2007	「東アジア男女共同参画担当大臣会合（ニューデリー）」	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「改正男女雇用機会均等法」施行 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2008	第 52 回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク） ・「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」採択	
2009	「東アジア男女共同参画担当大臣会合（ソウル）」	
2010	国連「北京 + 15 世界閣僚級会合（ニューヨーク）」	「育児・介護休業法」改正

● 女子差別撤廃条約

1979(昭和 54)年に国連総会で採択された条約。政治的、経済的、社会的、その他あらゆる分野における女性差別の撤廃と、性別役割分業に基づく差別的慣習、慣行を廃止するための措置をとることが想定されている。日本は 1985(昭和 60)年に批准した。

● ILO 第 156 号条約（家族責任条約）

女性差別撤廃条約の「家族的責任を男女がともに担う」という基本的な考え方を雇用の場で具体化した条約。子どもや近親者の面倒を見るために職業生活に支障をきたすような男女の労働者に対して、各種の保護や便宜を提供し、家族的責任と職業的責任とが両立できるようにすることを目的としている。

● 男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。1999(平成 11)年に、差別禁止規定、職場のセクハラ防止やポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正法が施行、また、2007(平成 19)年には、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブ・アクションの推進等が定められた。

東京都の動き	昭島市の動き	
	「あきしまジェス 21 - 昭島市男女共同参画プラン - 」策定 第一期男女共同参画推進委員会設置	2001
男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス & サポート東京プラン 2002」策定	男女共同参画ルーム「おあしす」開設	2002
	男女共同参画都市宣言	2003
		2004
「次世代育成支援東京都行動計画」策定	第二期男女共同参画推進委員会設置	2005
東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」 「配偶者等暴力対策基本計画」策定		2006
男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス & サポート東京プラン 2007」策定		2007
	第三期男女共同参画推進委員会設置	2008
「配偶者等暴力対策基本計画」改定	男女平等に関する市民意識・実態調査実施 昭島市男女共同参画プラン審議会設置	2009
		2010

● 育児・介護休業法

1991（平成 3）年の育児休業法が育児・介護休業法として改正された。男女の労働者に対し、満 1 歳未満の子の養育のための休業や、常時介護を必要とする親族の介護のための 3 ヶ月未満の休業を認める。2005（平成 17）年に改正法が施行され、育児休業・介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休業制度の創設等が新たに定められた。

● 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念が掲げられ、国や地方公共団体などの責務及び施策の基本となる事項などについて定められている。

● DV 防止法

家庭内に潜在していた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナー等からの暴力の防止、及び被害者の保護救済を目的とした法律。2004（平成 16）年には、「配偶者からの暴力」の定義の拡大や都道府県に基本計画の策定の義務化、2007（平成 19）年には、市町村基本計画の策定、配偶者暴力支援センターの設置が努力義務化されるなどの改正が行われた。

資料3 日本国憲法(抄)

公布 昭和21年11月3日

施行 昭和22年 5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第2章 戦争の放棄

(戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認)

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、

武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

(基本的人権の享有)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(奴隷的拘束及び苦役からの自由)

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（生存権、国の社会的使命）

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

（教育を受ける権利、教育の義務）

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

（勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

児童は、これを酷使してはならない。

（議員及び選挙人の資格）

第 44 条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

資料4 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号
平成 11 年 12 月 22 日 法律第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する

ことを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす

影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参

画基本計画を公表しなければならない。

- 5 前2項の規程は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条

第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規程する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、

前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にか

かわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員のその他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

附則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

資料5 東京都男女平等参画基本条例

施行 平成 12 年 4 月 1 日

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都（以下「都」という。）都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

ころによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

- 一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

(都の責務)

第4条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

（都民の責務）

第5条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

- 2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。

- 2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

（都民等の申出）

第7条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の申し出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

第2章 基本的施策

（行動計画）

第8条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。
- 3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（情報の収集及び分析）

第9条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

（普及広報）

第10条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

（年次報告）

第11条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第3章 男女平等参画の促進

（決定過程への参画の促進に向けた支援）

第12条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

（雇用の分野における男女平等参画の促進）

第13条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。

- 2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。
- 4 知事は、第2鋼の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

第4章 性別による権利侵害の禁止

第14条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュア

ル・ハラスメントを行ってはならない。

- 3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

第5章 東京都男女平等参画審議会

（設置）

第15条 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第16条 審議会は、知事が任命する委員25人以内をもって組織する。

- 2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない。

（専門委員）

第17条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

（委員の任期）

第18条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

（運営事項の委任）

第19条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

資料6 女子に対するあらゆる形態の差別の 撤廃に関する条約

国連総会採択 1979年12月18日
日本批准 1985年6月25日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、

教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女

子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部【総論】

第1条【女子差別の定義】

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条【締約国の差別撤廃義務】

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差

別を撤廃するためすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条【女子の完全な発展・向上の確保】

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条【差別とならない特別措置】

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条【役割分担の否定】

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条【売買・売春からの搾取の禁止】

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部【公的生活に関する権利】

第7条【政治的・公的活動における平等】

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条【国際的活動への参加の平等】

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条【国籍に関する平等】

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部【社会生活に関する権利】

第10条【教育における差別撤廃】

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを

確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条【雇用における差別撤廃】

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の

保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条【保健における差別撤廃】

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条【経済的・社会的活動における差別撤廃】

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条【農村女子に対する差別撤廃】

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サ

ービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部【私的生活に関する権利】

第15条【法の前の男女平等】

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条【婚姻・家族関係における差別撤廃】

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部【女子に対する差別の撤廃に関する委員会】

第17条【女子差別撤廃委員会】

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に

定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条【締約国の報告義務】

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条【委員会の規則】

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条【委員会の会合】

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を越えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条【委員会の報告・提案・勧告】

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条【専門機関と委員会】

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部【最終条項】

第 23 条【高水準の国内・国際法令の優先適用】

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条【条約上の権利の完全実現】

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条【署名・批准・加入・寄託】

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条【改正】

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条【発行】

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30

日目の日に効力を生ずる。

- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条【留保】

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長のあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条【紛争解決】

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条【正文】

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

資料7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号
最終改正 平成 19 年 7 月 11 日 法律第 113 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当

該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（ 婦人保護施設における保護 ）

第 5 条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第 3 章 被害者の保護

（ 配偶者からの暴力の発見者による通報等 ）

第 6 条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治 40 年法律第 45 号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前 2 項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（ 配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等 ）

第 7 条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第 3 条第 3 項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（ 警察官による被害の防止 ）

第 8 条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法

（昭和 29 年法律第 162 号）警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（ 警察本部長等の援助 ）

第 8 条の 2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第 15 条第 3 項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（ 福祉事務所による自立支援 ）

第 8 条の 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（ 被害者の保護のための関係機関の連携協力 ）

第 9 条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（ 苦情の適切かつ迅速な処理 ）

第 9 条の 2 前条の関係機関は、被害者の保護

に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において

被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単

に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を

はいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立

てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこ

れに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に

対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1

項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

（第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て）

第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とす

る。

（事件の記録の閲覧等）

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保

持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 【抄】

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護

を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づい

て必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号)〔抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

資料8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章

平成22年6月29日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕 〔仕事と生活が両立しにくい現実〕

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

〔働き方の二極化等〕

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

〔共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識〕

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働

き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

〔仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌〕

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

〔多様な働き方の模索〕

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもあり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要であ

る。

〔多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性〕

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民や NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

〔明日への投資〕

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の

調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の

運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

（企業と働く者）

- （１）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

- （２）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

- （３）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

- （４）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

昭島市男女共同参画プラン審議会条例

(設置)

第1条 昭島市男女共同参画プランの策定に資するため、昭島市男女共同参画プラン審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 関係市民団体の代表者 4人以内
- (3) 公募による市民 4人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって構成する。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者及び関係職員の出席を求め意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例(平成10年昭島市条例第2号)第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月30日条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月8日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成21年3月30日条例第6号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

昭島市男女共同参画プラン審議会委員

自 平成 21 年 12 月 1 日

至 平成 23 年 2 月 14 日

氏 名	所属団体等
藤 原 千 賀	学識経験（武蔵野大学教授）
○ 柴 田 邦 臣	学識経験（大妻女子大学准教授）
生 山 龍 子	学識経験（弁護士）
石 井 登志枝	学識経験（小学校長）
岩 崎 幸 治	関係市民団体（労働組合）
加 藤 教 子	関係市民団体（子育て支援）
熊 崎 真智子	関係市民団体（女性団体）
幸 田 義 康	関係市民団体（商工会）
江 本 雅 子	公募市民
嶋 田 敦 子	公募市民
平 野 博 典	公募市民
吉 崎 弘 子	公募市民

会長 ○ 副会長

昭島市男女共同参画プラン審議会 開催経過

	開催日	内 容
1	平成 21 年 12 月 1 日	・委員の委嘱 ・会長、副会長の選任 ・諮問 ・「あきしまジェス 21 - 昭島市男女共同参画プラン」改訂の趣旨について
2	平成 22 年 1 月 22 日	・基本的な考え方 - 基本理念の検討
3	平成 22 年 2 月 26 日	・基本的な考え方 - 基本理念の検討
4	平成 22 年 3 月 30 日	・基本的な考え方 - 計画の目標、計画の体系の検討
5	平成 22 年 5 月 17 日	・基本的な考え方 - 計画の目標、計画の体系の検討
6	平成 22 年 6 月 28 日	・基本的な考え方 - 目標 について
—	平成 22 年 7 月 10 日	・市民意見交換会 - 男女共同参画プラン（案）について（市役所市民ホール）
7	平成 22 年 7 月 26 日	・基本的な考え方 - 目標 について
8	平成 22 年 8 月 30 日	・基本的な考え方 - 目標 ・ について
9	平成 22 年 9 月 27 日	・昭島市男女共同参画プランの指標について ・昭島市男女共同参画プラン素案について
10	平成 22 年 11 月 1 日	・昭島市男女共同参画プラン素案について ・パブリックコメントの実施について
—	平成 22 年 12 月 1 日～ 平成 23 年 1 月 4 日	・パブリックコメントの実施
11	平成 23 年 1 月 31 日	・パブリックコメントの意見について ・昭島市男女共同参画プラン答申（案）について

あ 行

- NPO 51
Non-Profit-Organization (非営利組織) の略称です。非営利の市民団体のことで、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。
- エンパワーメント 2
経済力や方針決定力、自己決定力などの力を身につけるという意味。男女共同参画においては、経済力や方針決定力が男性に集中している社会システムから、女性も男性と対等の力を持つシステムに変革することが、女性の地位向上につながるという考え方です。

か 行

- 協働 6
同じ目的のために協力して働く、行動するということ。特に、市民、事業所、行政が相互の理解と信頼のもと、目的を共有し、連携・協力して地域の公共的な問題の解決をめざすことをいいます。

さ 行

- ジェス 5
ジェスとは gender equal society (男女共同参画社会の英訳) の頭文字をあわせたものです。
- ジェンダー 18
生物学的な性をセックスと呼ぶのに対し、社会的・文化的な性をジェンダーと呼びます。「女らしさ」「男らしさ」は社会的・文化的につくられた「ジェンダー」です。
- 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 4
ワーク・ライフ・バランス憲章によると、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としており、このことは「仕事の充実」と「仕事以外の充実」の好循環をもたらす、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要とされています。
- 性と生殖に関する健康 / 権利 (リプロダクティブ・ヘルス / ライツ) 25
女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。男女ともにもつ権利ですが、とりわけ女性の重要な人権とされています。子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人産むかを女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものです。
- セクシュアル・ハラスメント 25
性的な嫌がらせのことをいいます。職場に限らず学校や地域社会も含めあらゆる場面で問題となっており、ロードポスターを掲示するなどの「環境型」や、地位や立場を利用して性的関係を求める「対価型」などがあります。

た 行

- 多文化共生 17
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことです。外国人も地域社会を支える主体であるという認識をもち、地域づくりや社会活動への参画を促すものです。
- DV（ドメスティック・バイオレンス） 25
夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力のみならず、性的暴力や言葉による精神的暴力などがあります。
- デート DV 28
結婚前の恋人間で起こる DV のことをいいます。

は 行

- ファミリーサポートセンター 44
地域において、子どもを預けたいもの（利用会員）と子どもを預かるもの（協力会員）がグループをつくり、利用会員の必要に応じて、協力会員が保育サービスを提供する組織をいいます。
- ポジティブ・アクション（積極的格差是正措置） 39
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

ま 行

- 民間シェルター 30
民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。現在民間シェルターでは、被害者の一時保護だけに止まらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対するさまざまな援助を行っています。
- メディア・リテラシー 21
メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し、使いこなす力のことをいいます。また情報を受け取るだけでなく、メディアを使って発信する力のこともいいます。

